

# 奥多摩町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

奥多摩町



# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
第1節 計画改定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	3
第3節 計画の対象区域 .....	4
第4節 計画期間 .....	4
第5節 点検、評価及び見直し .....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	5
第1節 地域特性 .....	5
1. 自然的特性 .....	5
2. 気象 .....	6
3. 水象、水域環境、水質保全の状況 .....	7
4. 社会的特性 .....	8
5. 歴史・文化 .....	13
6. 市街地・集落 .....	14
7. 交通 .....	15
第2節 将来計画 .....	16
第3節 ごみ処理行政の動向 .....	17
1. 国の目標 .....	17
2. 東京都の目標 .....	18
<b>第3章 ごみ処理の現状と課題</b> .....	19
第1節 ごみ処理の沿革 .....	19
第2節 ごみ処理の現状 .....	21
1. 分別区分と排出方法 .....	21
2. 処理フロー .....	23
3. 処理体制 .....	24
4. 中間処理の概要 .....	25
5. 最終処分の概要 .....	27
6. 排出抑制対策の状況 .....	28
7. 排出量の実績 .....	30
8. 処理・処分の実績 .....	33
9. ごみ処理の評価 .....	35
第3節 目標達成状況と課題 .....	36
1. 排出抑制 .....	36
2. 収集・運搬 .....	38
3. 最終処分 .....	40
4. 処理経費 .....	40

<b>第4章</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	41
第1節	基本理念と基本方針	41
第2節	ごみ排出量及び処理量の見込み	43
1.	推計方法	43
2.	人口の見通し	44
3.	モデルケースの設定	45
4.	現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）	47
5.	現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）	49
6.	新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）	51
7.	各ケースの比較結果	55
8.	目標値の設定	56
9.	目標値の達成	56
第3節	発生抑制・排出抑制計画	57
1.	循環型社会の形成	57
2.	適正処理・処分の推進	61
3.	生活環境・自然環境の確保	61
4.	減量化・資源化のための役割分担	61
第4節	収集・運搬計画	62
1.	収集・運搬に関する基本方針	62
2.	収集対象区域	62
3.	分別収集区分	62
4.	収集・運搬量	64
5.	資源化ルート	64
第5節	中間処理計画	65
1.	中間処理に関する基本方針	65
2.	中間処理量	65
第6節	最終処分計画	66
1.	最終処分に関する基本方針	66
2.	最終処分量	66
第7節	その他の廃棄物対策	67
1.	災害廃棄物に関する対策	67
2.	不法投棄対策	67
<b>第5章</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	68
第1節	生活排水処理の現状	68
1.	処理形態別人口の現状	68
2.	し尿・浄化槽汚泥排出量の状況	70
3.	処理主体	71
4.	下水道の整備状況	71
5.	合併処理浄化槽の普及状況	72

6.	収集・運搬体制	73
7.	処理施設の概要	73
8.	生活排水処理の課題	74
第2節	生活排水処理基本計画	75
1.	基本方針	75
2.	目標年度	75
3.	生活排水処理形態別人口の見込み	76
4.	収集・運搬計画	77
5.	中間処理計画	77
6.	資源化・有効利用計画	77
7.	生活排水処理区域計画	78
8.	その他検討すべき事項	78

—資料編—

1.	用語集	資料-1
2.	ごみ排出量のトレンド予測	資料-5
3.	現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）	資料-9
4.	現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）	資料-11
5.	処理形態別人口のトレンド予測	資料-13
6.	処理形態別人口の予測結果	資料-17



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第1節 計画改定の趣旨

奥多摩町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

奥多摩町（以下「本町」という。）は、あきる野市、日の出町、檜原村の 3 市町村で西秋川衛生組合（以下「組合」という。）を昭和 48 年 7 月に設立し、平成 23 年 10 月に本町が加わり、平成 26 年度から 4 市町村によるごみ処理を行ってきました。また、本町では、平成 30 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、住民や事業者、組合とともに、3R の推進、適正な処理・処分を進めてきました。

ごみ処理においては、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成 27 年 4 月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成 31 年 3 月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際目標（SDGs）<sup>1</sup>に取り組んでいます。特に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年 10 月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定され、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和 3 年 9 月に策定し、持続可能な都市の構築を加速させる「サステナブル・リカバリー」の視点で、政策を展開しています。

また、令和 2 年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価や前計画の見直しを行い、改めて本計画を策定することとしました。

---

<sup>1</sup> 平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標

## 持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

#### そのうち、本計画に関するもの





## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

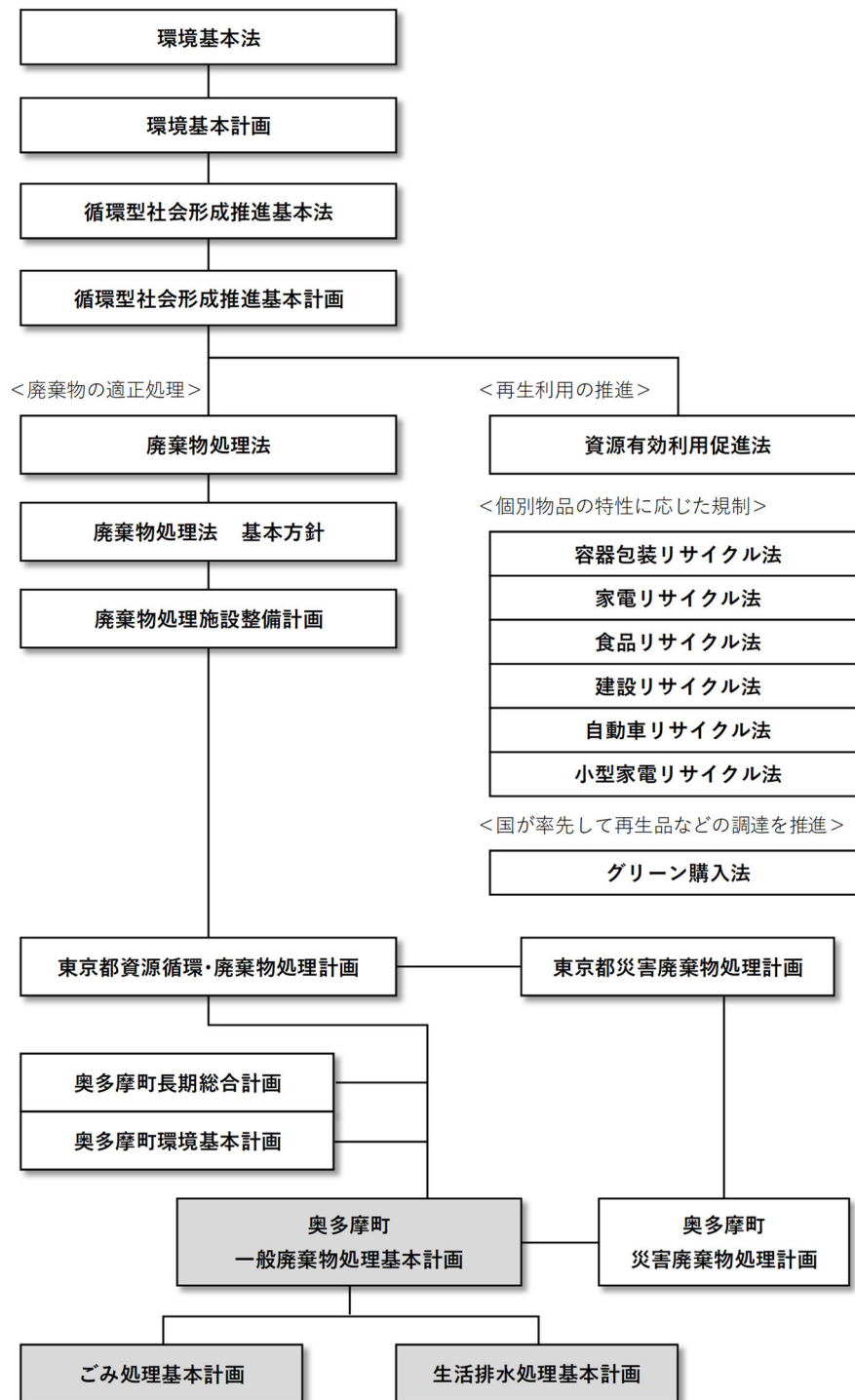


図 1-1 本計画の位置付け

### 第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

### 第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）」では、目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。また、前計画では、計画目標年度を令和 14 年度としていました。

そこで、本計画の計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和 7(2025)年度であったことから、中間目標年度を令和 7 年度とします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

図 1-2 計画期間と計画目標年度

### 第5節 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

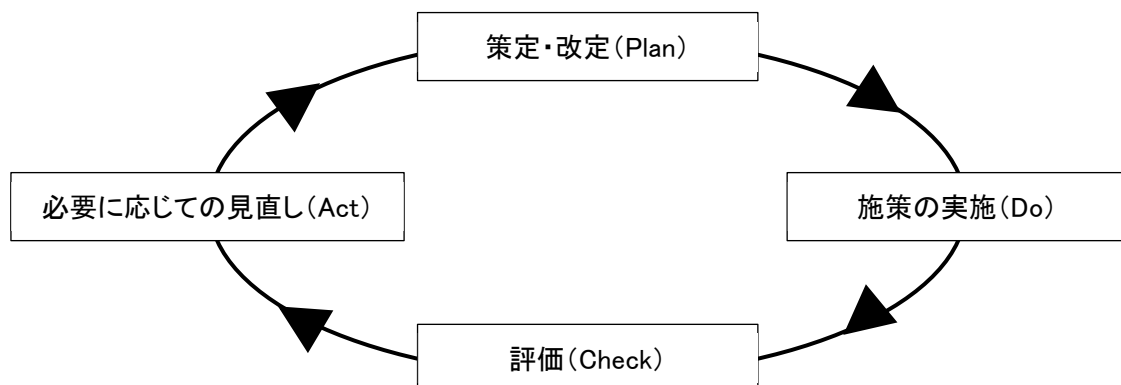


図 1-3 PDCAサイクル

## 第2章 計画策定の背景

### 第1節 地域特性

#### 1. 自然的特性

本町は東京都の北西部に位置し、その面積は東京都のおよそ10分の1を占めており、町全体が秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。

町の中心を多摩川が西から東へ貫流しており、水道水源地として河川を通じて原水を供給しています。また東京都最高峰である雲取山（標高2,017メートル）を頂点として、四方を山々に囲まれ、町域の大部分を山林地域が占めています。

南東側に青梅市、あきる野市、西多摩郡檜原村に接するほか、北側は埼玉県、南西側は山梨県とそれぞれ接しています。

本町の位置を図2-1に示します。

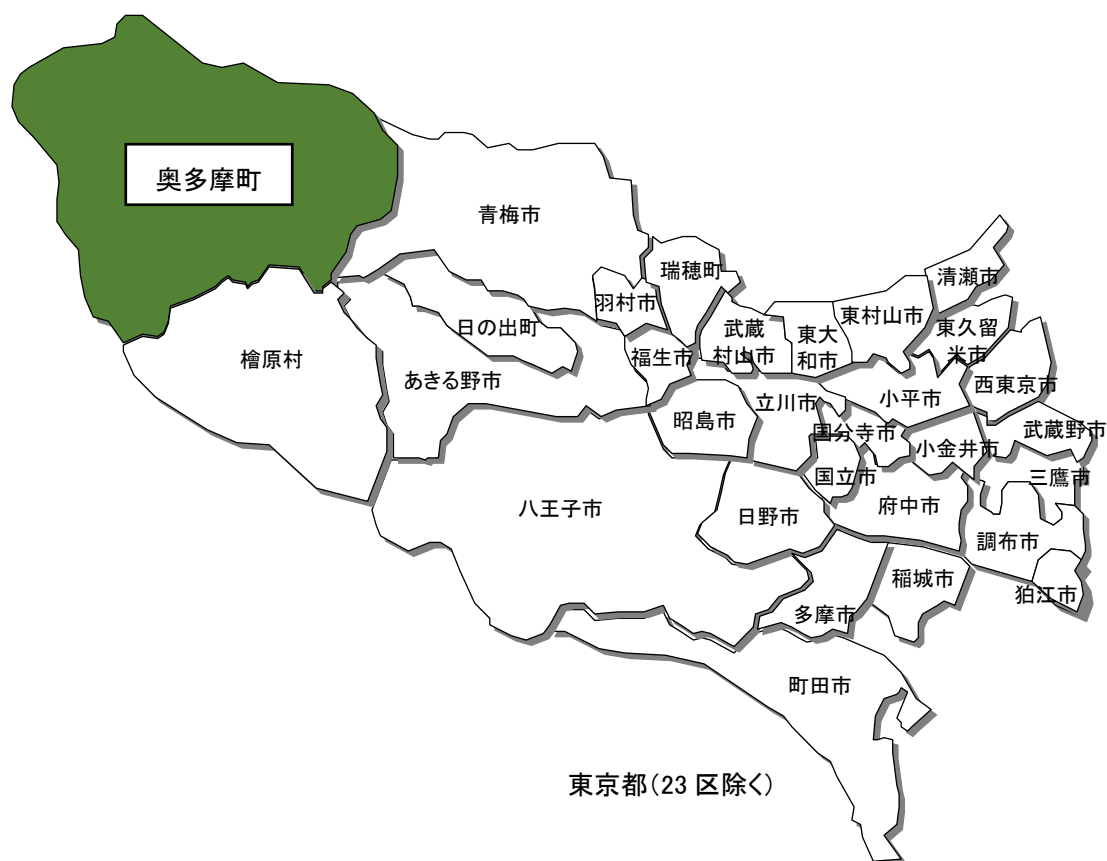


図2-1 本町の位置

## 2. 気象

気温・降水量の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

令和 3 年における気候は、平均気温が 12.8℃と比較的温暖です。また、同年の年間降水量は、1,310.5mm と例年に比べ平均的な値となっています。

表 2-1 気温・降水量の推移

年	気温(°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成29年	12.1	33.0	-6.4	1,323.5
平成30年	13.2	36.3	-8.2	1,539.0
令和元年	12.8	34.2	-4.1	2,103.5
令和2年	12.9	36.1	-5.9	1,731.5
令和3年	12.8	34.9	-5.5	1,310.5
1月	1.6	15.5	-5.3	39.0
2月	4.4	18.7	-3.7	36.0
3月	8.8	20.9	-0.2	95.5
4月	11.2	23.7	1.6	54.0
5月	16.1	26.1	5.6	77.5
6月	19.1	28.2	11.4	157.0
7月	22.7	33.0	17.2	256.5
8月	23.7	34.9	17.1	229.0
9月	18.7	27.5	11.7	138.5
10月	14.4	26.9	3.7	105.5
11月*	9.0	17.7	-0.9	51.0
12月	3.9	17.0	-5.5	71.0

資料: 気象庁 小河内観測所

※令和3年11月は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。

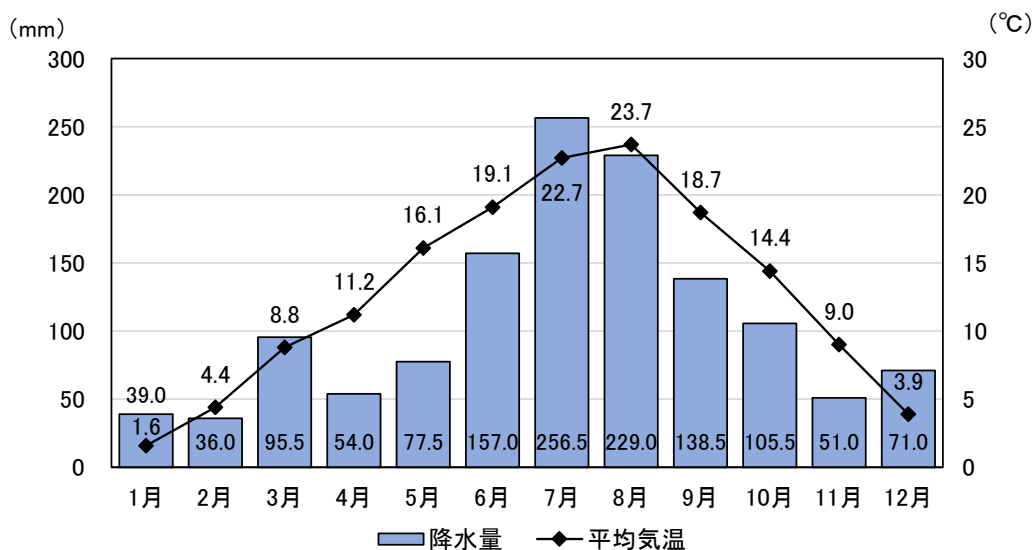


図 2-2 気温・降水量の推移 (令和 3 年)

### 3. 水象、水域環境、水質保全の状況

本町内の主要な河川は、水道水源地に流れる多摩川とその支流の日原川があります。多摩川は、町の中央部を西から東へと貫流し、その最上流には小河内ダムによって造られた人造湖・奥多摩湖（小河内貯水池）があります。多摩川とその支流には、氷川溪谷、鳩ノ巣溪谷、惣岳溪谷などの多くの溪谷が形成されています。

これらの溪谷には、百尋の滝、聖滝、源五郎滝、速滝、小川の大滝、栃寄大滝、三ツ釜の滝、ネジレの滝、大滝などの多くの滝がみられます。

平成29年度から令和3年度までの公共用水域の水質については、年2回の調査を実施しており、大腸菌群数以外の項目についてはほぼ環境基準を満たしていました。

#### 4. 社会的特性

##### (1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

人口は、平成 24 年度以降、減少傾向にあり、令和 3 年度の人口は、4,924 人となっています。

世帯数は減少傾向にあり、1 世帯当たりの人員も減少傾向で推移しています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成24年度	5,870	2,821	2.08
平成25年度	5,698	2,788	2.04
平成26年度	5,541	2,745	2.02
平成27年度	5,409	2,714	1.99
平成28年度	5,306	2,685	1.98
平成29年度	5,230	2,659	1.97
平成30年度	5,198	2,681	1.94
令和元年度	5,088	2,671	1.90
令和2年度	5,009	2,644	1.89
令和3年度	4,924	2,623	1.88

資料：東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」(各年10月1日)

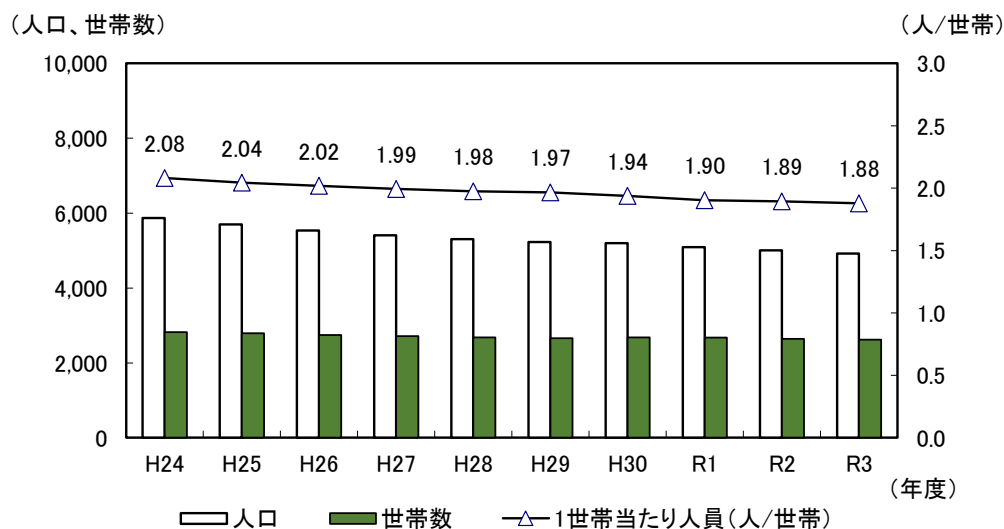


図 2-3 人口及び世帯数の推移

(2) 5歳階級別人口

本町の5歳階級別人口を表2-3及び図2-4に示します。

階級構成をみると、男性、女性ともに70～74歳の階級が最も多くなっており、高齢化が進んでいることが伺えます。

表2-3 5歳階級別人口

(単位:人)

		男性		女性	
年少人口	0～4歳	54	192	50	156
	5～9歳	71		56	
	10～14歳	67		50	
生産年齢人口	15～19歳	79	1,154	61	900
	20～24歳	71		61	
	25～29歳	60		50	
	30～34歳	81		76	
	35～39歳	102		73	
	40～44歳	105		95	
	45～49歳	142		115	
	50～54歳	156		128	
	55～59歳	163		108	
	60～64歳	195		133	
老年人口	65～69歳	243	1,105	203	1,390
	70～74歳	298		282	
	75～79歳	223		236	
	80～84歳	162		242	
	85～89歳	120		215	
	90歳以上	59		212	
総数		2,451		2,446	

資料: 東京都の統計「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月)

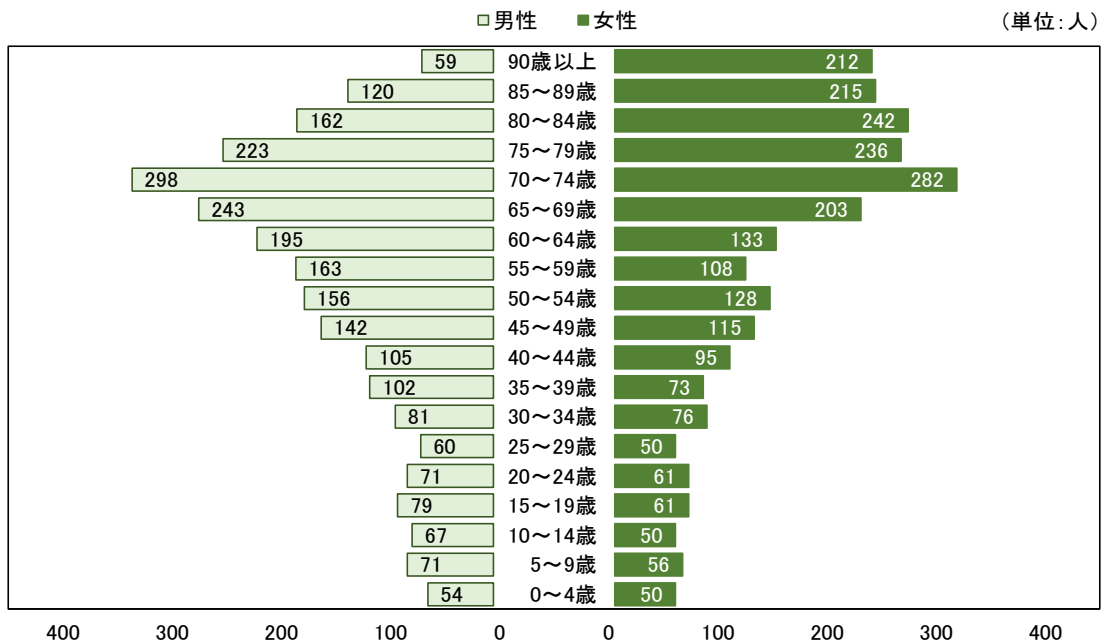


図2-4 5歳階級別人口

### (3) 人口動態

本町の人口動態の推移を表 2-4 及び図 2-5 に示します。

本町の人口動態は、過去 5 年間で自然増減は平成 29 年が最も減少し、社会増減では平成 29 年が最も増加しています。

表 2-4 人口動態の推移

(単位:人)

年	自然増減			社会増減			その他	計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成29年	15	202	△187	269	125	144	6	△37
平成30年	19	168	△149	206	123	83	12	△54
令和元年	8	175	△167	172	144	28	△2	△141
令和2年	15	172	△157	219	109	110	0	△47
令和3年	14	178	△164	184	115	69	1	△94

資料:東京都の統計「人口の動き」

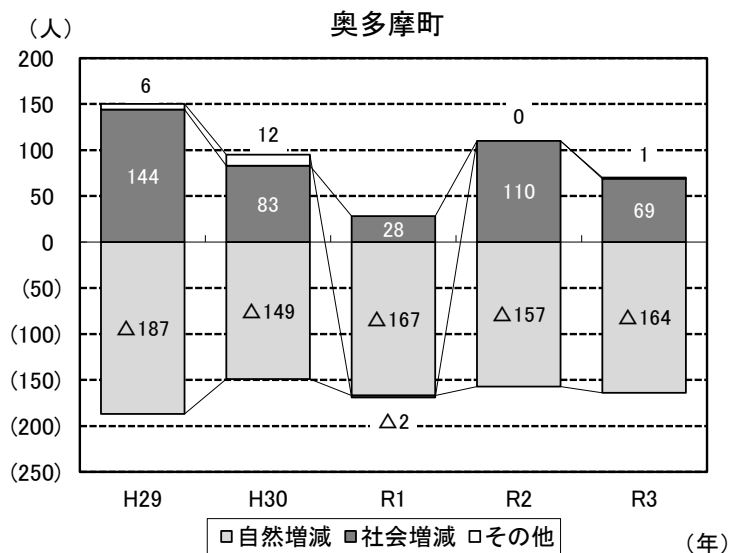


図 2-5 人口動態の推移



#### (4) 就業構造

本町の産業大分類別の従業者数の推移を表 2-5 及び図 2-6 に示します。また、産業別従業者数の構成割合を表 2-6 及び図 2-7 に示します。

産業別人口は、平成 12 年以降全体で減少しており、令和 2 年における全産業従業者に占める各産業別就業者の割合は、第一次産業が 3.4%、第二次産業が 23.5%、第三次産業が 73.1%となっています。

表 2-5 産業大分類別の従業者数の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	84	77	88	81	68
第二次産業	1,091	886	671	517	466
第三次産業	2,269	1,986	1,761	1,577	1,448
総数	3,444	2,949	2,520	2,175	1,982

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

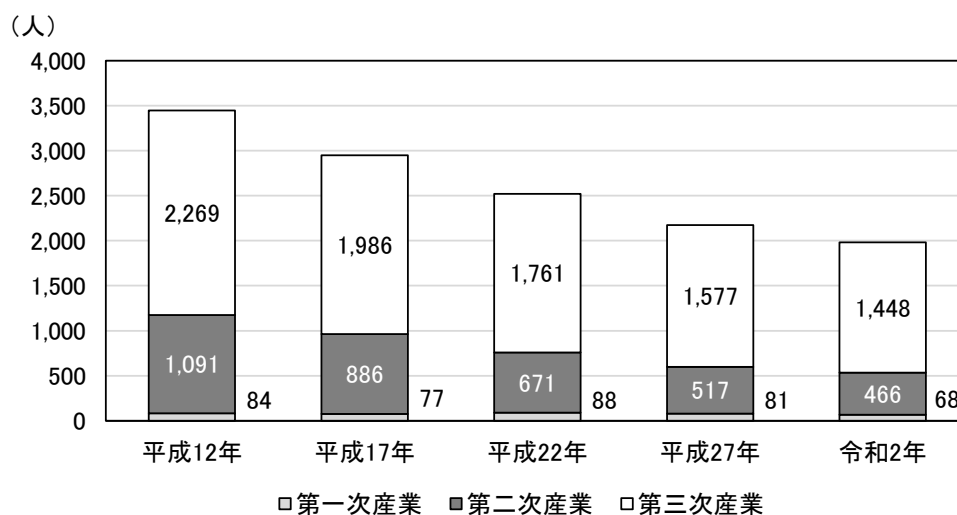


図 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

表 2-6 産業別従業者数の構成割合（令和 2 年）

（単位：人）

	奥多摩町	
	従業者数	割合
従業者数	1,982	100.0%
第一次産業	68	3.4%
農業、林業	64	3.2%
漁業	4	0.2%
第二次産業	466	23.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	41	2.1%
建設業	210	10.6%
製造業	215	10.8%
第三次産業	1,448	73.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	21	1.1%
情報通信業	16	0.8%
運輸業、郵便業	104	5.2%
卸売業、小売業	176	8.9%
金融業、保険業	19	1.0%
不動産業、物品賃貸業	15	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	33	1.7%
宿泊業、飲食サービス業	206	10.4%
生活関連サービス業、娯楽業	80	4.0%
教育、学習支援業	79	4.0%
医療、福祉	381	19.2%
複合サービス事業	24	1.2%
サービス業	173	8.7%
公務	121	6.1%

資料：国勢調査（分類不能の産業を除く）

※ 割合は四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

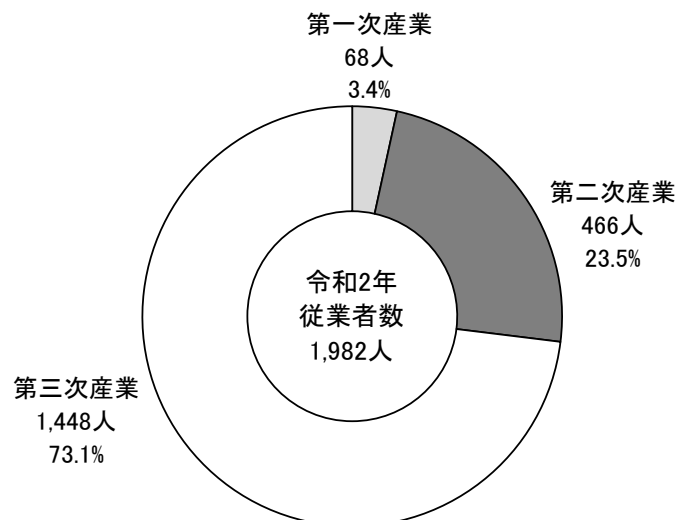


図 2-7 産業大分類別の従業者数の構成割合（令和 2 年）

## (5) 土地利用

本町の地目別面積の推移を表 2-7 及び図 2-8 に示します。

令和 3 年では、山林が 86.2%を占めて、宅地は 1.5%となっています。

表 2-7 地目別面積の推移

年	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未済	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
H29	6,345.96	86.00	0.00	0.00	13.16	72.84	4.51	118.52	5,528.29	49.41	559.23
H30	6,105.60	86.09	0.00	0.00	13.06	73.03	4.51	117.87	5,286.85	49.91	560.37
H31	5,940.84	86.27	0.00	0.00	13.00	73.27	4.53	117.42	5,126.93	49.45	556.23
R2	5,834.95	85.69	0.00	0.00	12.82	72.87	4.52	116.85	5,044.59	48.46	534.83
R3	5,738.13	84.08	0.00	0.00	12.76	71.32	4.42	113.97	4,946.23	48.28	541.16

資料: 東京都統計年鑑

(各年1月1日現在)

※固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

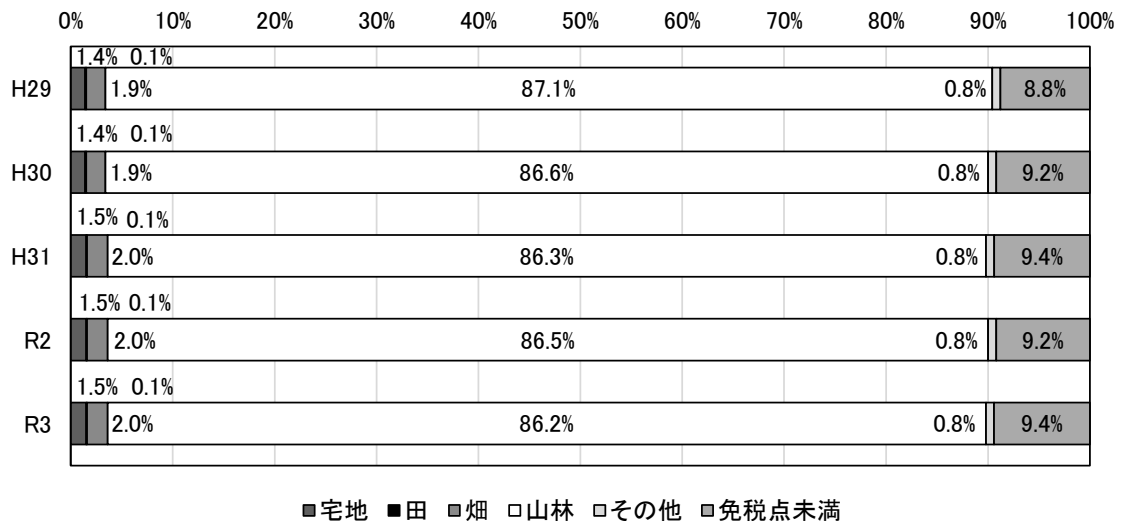


図 2-8 地目別面積の推移

## 5. 歴史・文化

明治 22 年に市制町村制が施行され、現在の奥多摩町地域に古里村、氷川村、小河内村の三か村が発足し、氷川村は昭和 15 年に町制施行し、氷川町となりました。

その後、昭和 28 年に制定された町村合併推進法に基づき、昭和 30 年に古里村、氷川町、小河内村の三町村が合併して本町が誕生しました。

## 6. 市街地・集落

本町の地区別人口の推移を表 2-8 に示します。

町内のほとんどの地区で人口は減少していますが、小丹波では増加しています。

表 2-8 地区別人口の推移

地区名	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	
川井	433	187	433	196	429	197	401	185	396	186	
大丹波	370	161	376	166	368	165	363	162	356	159	
梅沢	118	53	114	53	112	53	107	52	110	51	
丹三郎	264	165	268	166	270	171	263	168	257	166	
小丹波	821	348	834	357	837	363	860	373	838	362	
棚沢	495	233	487	227	466	225	458	223	441	220	
白丸	202	132	193	129	195	136	194	136	202	146	
大氷川	367	179	368	178	355	178	344	174	339	170	
常磐	323	199	311	198	294	186	297	195	289	193	
長畑	193	90	195	90	190	91	180	91	167	86	
南氷川	197	89	197	90	193	90	196	91	197	89	
栃久保	339	166	336	167	310	158	311	160	298	156	
大沢	47	28	45	28	42	28	40	26	41	25	
日原	98	57	93	55	92	54	87	53	80	50	
海沢	584	372	582	380	578	378	549	357	569	373	
境	108	56	107	57	104	57	104	58	99	55	
中山	62	31	62	32	62	32	65	32	62	32	
小河内	原	65	34	62	32	62	32	61	31	56	29
	川野	43	21	42	22	40	21	38	22	40	23
	留浦	19	11	20	14	19	13	19	12	18	11
	峰谷	82	47	73	44	70	43	72	43	69	41
計	5,230	2,659	5,198	2,681	5,088	2,671	5,009	2,644	4,924	2,623	

資料：奥多摩町「自治会別 人口と世帯」(各年10月1日)

## 7. 交通

鉄道路線や主な道路を図 2-9 に示します。

鉄道路線は、JR 東日本青梅線が奥多摩駅を終点としています。奥多摩駅から上り方向に白丸、鳩ノ巣、古里、川井駅と東へ進み、青梅市を経て立川市へと至ります。

道路は「青梅街道」と呼ばれる国道 411 号が多摩川沿いに町域を東西に走り、町域西部で国道 139 号が分岐します。古里から JR 青梅線と併走して「吉野街道」と呼ばれる都道 45 号が、川井から大丹波まで都道 202 号が、氷川から日原まで「日原街道」と呼ばれる都道 204 号が走っています。また、棚沢地区から常磐地区間に国道 411 号から見て多摩川の対岸を通過する南岸道路が整備され奥多摩駅前交差点を通過せずに移動ができ国道が複線化になっています。

バス路線は、西東京バスが奥多摩駅から奥多摩湖、山梨県丹波山村・小菅村、日原鍾乳洞、清東橋方面へ運行しています。



図 2-9 鉄道路線や主な道路

## 第2節 将来計画

本町では、「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」をまちづくりのキャッチフレーズとする「第5期奥多摩町長期総合計画」を策定しました。ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。

「第5期奥多摩町長期総合計画」	
令和2年度～令和6年度	
ごみに関する施策	<p><b>環境美化の推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不法投棄防止看板・環境美化看板の設置</li> <li>2 不法投棄防止の広報掲載</li> <li>3 一斉清掃の実施</li> <li>4 ごみ処理施設維持・管理のための負担</li> <li>5 ごみ収集・運搬員の確保</li> <li>6 ごみ処理施設の維持管理</li> </ol> <p><b>ごみの減量と3Rの推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 雑紙の資源化など分別方法の周知</li> <li>2 資源ごみの野外ストック場の確保</li> <li>3 持ち込みごみ削減への取り組み</li> <li>4 生ごみのコンポスターの普及</li> <li>5 ごみを出さない、使い捨ての見直しなどの呼びかけ</li> <li>6 自治会単位での施設見学会の推進</li> <li>7 廃棄物推進員を中心としたごみ減量化活動普及</li> </ol> <p><b>ごみ排出方法の対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 排出困難者の対応</li> <li>2 ごみ収納庫の設置</li> <li>3 収集方式の検討</li> </ol> <p><b>既存施設の将来計画の検討と整備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会形成推進地域計画の推進</li> <li>2 施設解体に伴う計画と整備</li> <li>3 最終処分場埋立終了に伴う整地整備</li> <li>4 奥多摩町廃棄物処理計画の策定</li> </ol>
生活排水に関する施策	<p><b>し尿処理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 し尿収集・運搬業務の委託</li> <li>2 し尿処理施設維持・管理のための負担</li> <li>3 補助ホース・ポンプの利用</li> <li>4 不可能世帯の補助</li> </ol> <p><b>公共下水道の整備促進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 整備区域における接続促進策の継続</li> <li>2 優遇制度等の情報提供</li> </ol> <p><b>浄化槽（市町村設置型）の整備促進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水処理の適正化</li> <li>2 浄化槽の整備促進</li> <li>3 浄化槽の維持管理の充実</li> </ol>

### 第3節 ごみ処理行政の動向

#### 1. 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和2年度ですが、令和2年度以降は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定。以下「第四次循環基本計画」という。)等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標を表2-9に示します。

表2-9 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日
再生利用の割合※	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

※再生利用の割合は、資源化率を表します。

また、国は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)第15条第1項に基づき、平成30年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画の数値目標を表2-10に示します。

表2-10 第四次循環基本計画の数値目標

指標	目標値
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減
家庭系ごみ (資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減

## 2. 東京都の目標

東京都は、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。これまでのリデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとした資源循環社会づくりの取組を更に推し進め、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げ、持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

東京都の数値目標を表2-11に示します。

表2-11 東京都の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	令和12年度に410万t
一般廃棄物再生利用率	令和12年度に37%
一般廃棄物最終処分量	令和12年度に19万t
プラスチック焼却削減量 (平成29年度比)	令和12年度に40%削減
食品ロス削減量	令和12年度に82千t削減(家庭系)



## 第3章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理の沿革

本町では、昭和42年3月に近代的な焼却炉を整備しステーション方式によるごみ収集を開始し、昭和49年4月に焼却施設を更新しました。その後、平成元年3月に機械化バッチ式焼却施設を整備し、翌年3月に不燃物処理資源化施設を整備しました。平成27年11月に焼却施設を廃止し、令和2年8月に不燃物処理資源化施設を排しています。

一方、昭和48年7月に秋川市、五日市町（平成7年9月合併、現あきる野市）、日の出村（現日の出町）及び檜原村で組合を設立し、昭和52年度に焼却能力150t/日の焼却処理施設が完成し、昭和53年度には粗大ごみ処理施設と第1御前石最終処分場（施設）が完成しました。

平成4年度には、燃やせないごみの減容化と資源を効率よく資源化するために不燃物処理・資源化施設が完成し、平成12年度には当初設置した最終処分場の埋立が完了したため、隣接して第2御前石最終処分場を設置しました。

その後、平成23年10月、本町において安定的なごみ処理事業の継続を図り、ごみの広域的な処理による処理効率の向上と循環型社会の形成推進や温暖化対策を推進していくため組合に加入し、現在1市2町1村で運営をしています。

平成26年3月には、新ごみ処理施設として熱回収施設が完成しました。

なお、秋川衛生組合の解散に伴い、平成27年4月から組合において事務を継承し、し尿処理業務を行っています。

表 3-1 ごみ処理の沿革

	年月日	内容
奥多摩町	昭和 42 年 3 月	近代的な焼却炉を整備しステーション方式によるごみ収集を開始
	昭和 49 年 4 月	焼却施設を更新
	平成元年 3 月	機械化バッチ式焼却施設を整備
	平成 2 年 3 月	不燃物処理資源化施設を整備
	平成 27 年 11 月	機械化バッチ式焼却施設廃止
	平成 27 年 11 月	最終処分場埋立終了
	令和 2 年 8 月	不燃物処理資源化施設廃止
	令和 2 年 8 月	最終処分場廃止
西秋川衛生組合	昭和 48 年 7 月	西秋川衛生組合(構成市町村:あきる野市、日の出町、檜原村)が設立
	昭和 52 年 1 月	焼却処理施設本体工事着手
	昭和 53 年 4 月	焼却処理施設稼動処理能力:150t/日(75t 炉×2 基)
	昭和 54 年 1 月	粗大ごみ処理施設完成処理能力:30t/日(5 時間)
	昭和 54 年 3 月	第 1 御前石最終処分場完成埋立容量:97,000m <sup>3</sup>
	平成 4 年 9 月	不燃物処理・資源化施設完成処理能力:不燃 20t/日(5 時間)資源 20t/日(5 時間)
	平成 13 年 3 月	第 2 御前石最終処分場完成埋立容量:87,000m <sup>3</sup>
	平成 13 年 3 月	第 1 御前石最終処分場埋立完了
	平成 23 年 10 月	西秋川衛生組合に奥多摩町が加入
	平成 26 年 3 月	「熱回収施設」完成
	平成 26 年 4 月	「熱回収施設」運転開始
	平成 27 年 4 月	秋川衛生組合の解散に伴い、し尿処理業務を実施
	平成 28 年 3 月	「リサイクル施設」完成
	平成 31 年 3 月	「汚泥再生処理センター」完成

## 第2節 ごみ処理の現状

### 1. 分別区分と排出方法

本町では、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源（缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル、白色トレイ、使用済小型電子機器）」「有害ごみ」「粗大ごみ」の区分で排出しています。また、粗大ごみ以外を戸別収集方式若しくはステーション収集方式とした収集形態とし、粗大ごみは申込制としています。

本町の家庭系ごみの分別区分及び排出形態を表 3-2 に示します。

表 3-2 分別区分及び排出形態

区分	主な内容	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ類</li> <li>・資源にならない紙類</li> <li>・衛生上焼却処分するもの</li> <li>・生活用品(ちり紙、食用油等)</li> <li>・葉、草、板、棒</li> <li>・プラスチック・発泡スチロール類</li> <li>・ゴム・ビニール類</li> <li>・アルミ箔類</li> <li>・皮革類</li> <li>・木の枝(50cm以下)</li> </ul>	2回/週	指定袋
	・紙おむつ	2回/週	透明又は半透明の袋
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶磁器類</li> <li>・ガラス類</li> <li>・鋭利なもの(釘、包丁など)</li> <li>・小型家電などの金属を多く含む混合物</li> </ul>	1回/月	指定袋
資源	・缶・金属類	2回/月	透明、半透明袋
	・びん類	2回/月	透明、半透明袋
	・紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック)	2回/月	ひもで束ねる
	・布類	2回/月	透明、半透明袋
	・ペットボトル	2回/月	透明、半透明袋
	・白色トレイ	2回/月	透明、半透明袋
	・使用済小型電子機器	1回/月	そのまま、透明袋
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレー缶</li> <li>・カセット式ガスボンベ</li> <li>・ライター</li> <li>・乾電池</li> <li>・水銀タイプの体温計</li> <li>・蛍光管</li> </ul>	1回/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスボンベ・ライター・スプレー缶</li> <li>・乾電池・水銀体温計・水銀灯</li> <li>・蛍光管</li> </ul> の3種類に分け、透明な袋や購入した際の箱
粗大ごみ	・指定袋に入らないもの	申込制	シール

令和4年4月1日現在

また、家庭系ごみについては、可燃ごみと不燃ごみの各指定袋での排出となっています。粗大ごみは処理券を購入・貼付して戸別で収集を依頼する方法、高尾清掃センターに直接搬入し手数料を支払う方法のどちらかを選択できます。

事業所ごみは自己処理が原則ですが、住宅併設（併用）事業所などの少量排出事業者の可燃ごみや不燃ごみについては、それぞれ指定袋で排出することができます。

家庭系ごみと事業系ごみの指定袋の価格を表 3-3 に示します。

**表 3-3 指定袋の価格**

	区分	容量	価格 (10枚1組)
家庭系ごみ	可燃ごみ	10L	150円
		20L	300円
		45L	670円
	不燃ごみ	10L	150円
		20L	300円
		30L	450円
事業系ごみ	可燃ごみ	30L	1,200円
		45L	1,800円

令和4年4月1日現在

## 2. 処理フロー

排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。

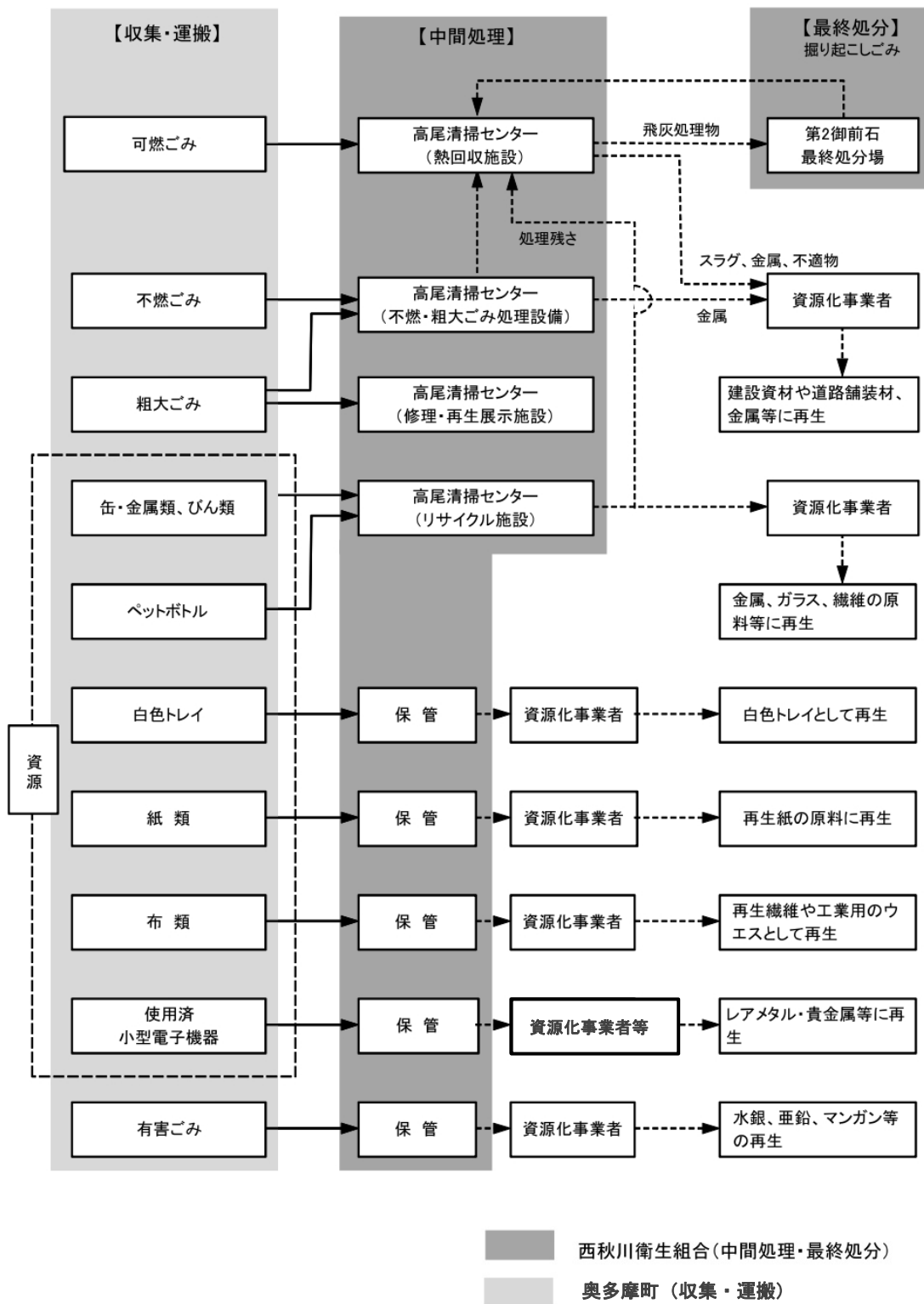


図 3-1 ごみ処理フロー

### 3. 処理体制

ごみの収集・運搬は、委託業者が行っています。

各処理施設の管理主体は組合ですが、運営・維持管理については、熱回収施設ではD B O方式<sup>2</sup>を採用し、民間事業者に委託しています。

処理体制を表 3-4 に示します。

表 3-4 処理体制

事業区分		管理主体	運営方法
収集・運搬		奥多摩町	委託
中間処理	熱回収施設	西秋川衛生組合	委託
	不燃・粗大ごみ処理設備		
	リサイクル施設		
最終処分		西秋川衛生組合	委託

令和4年4月1日現在

<sup>2</sup> Design Build Operate の略で、公共が資金調達を負担し、民間事業者が設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委託する方式

#### 4. 中間処理の概要

##### (1) 中間処理施設

本町から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみは、組合の高尾清掃センターにおいて、あきる野市、日の出町、檜原村と共同処理を行っています。この施設では、ガス化溶融炉で発生した熱を回収し、蒸気タービン発電機で発電し施設内で利用しています。

なお、資源の一部（白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類）及び有害ごみについては、ストックヤードに保管後に資源化事業者、有害ごみ処理委託事業者に引き渡しています。

高尾清掃センターの概要を表 3-5 に示します。

表 3-5 高尾清掃センターの概要

施設の名称	西秋川衛生組合 高尾清掃センター		
所在地	東京都あきる野市高尾 521 番地		
処理施設	熱回収施設		リサイクル施設
	熱回収施設	不燃・粗大ごみ処理設備	
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	資源 有害ごみ
処理能力	117t/日 (58.5t/24h×2系列)	27t/日 (5h)	11.2t/日 (5h)
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式ガス化溶融炉)	破碎・選別	選別、圧縮、梱包
竣工年度	平成 25 年度		平成 27 年度

## (2) ごみの性状

組合では、毎月1回ごみの性状調査を行っており、平成29年度から令和3年度までのごみの性状を表3-6に示します。

ごみの組成は、紙類、生ごみ類、プラスチック類（固形系）、プラスチック類（フィルム系）の順で高い割合を占めています。

表3-6 ごみの性状

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
物理組成 (乾燥物当たり)	紙類	44.3	28.3	24.7	29.8	27.2	30.9
	生ごみ類	10.3	20.3	17.9	15.7	18.0	16.4
	布類	5.4	5.6	5.8	6.3	5.6	5.7
	草木類	11.7	8.8	11.4	9.9	12.4	10.8
	プラスチック類 (フィルム系)	10.9	14.2	12.0	11.6	13.9	12.5
	プラスチック類 (固形系)	10.8	12.5	12.6	15.5	12.4	12.8
	ゴム・皮革類	0.8	0.3	1.1	0.2	0.3	0.5
	その他類	2.1	4.9	5.7	4.0	3.4	4.0
	金属類	1.1	1.0	2.3	0.9	0.4	1.1
	非鉄類	0.9	1.1	1.6	0.6	0.5	0.9
	ガラス類	1.0	1.0	1.7	0.1	0.7	0.9
	セトモノ・砂・石類	0.7	2.0	3.3	5.7	5.2	3.4
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
見掛比重	kg/L	0.173	0.124	0.142	0.125	0.124	0.138
三成分	水分	46.5	45.4	45.5	45.7	49.1	46.4
	灰分	6.6	7.0	11.9	8.7	8.7	8.6
	可燃分	46.9	47.7	42.6	45.6	42.2	45.0
低位発熱量(計算値)	kJ/kg	7,668	7,835	6,880	7,446	6,717	7,309
	kcal/kg	1,832	1,872	1,644	1,780	1,605	1,747

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

## (3) 維持管理状況

熱回収施設が稼動した平成26年度以降の排ガス分析結果については、1号系、2号系共に大気汚染防止法に基づく排出基準を下回っています。一部の項目で過去において自主基準値を超過したものの、現在は全ての項目において自主基準値を満たしています。



## 5. 最終処分の概要

### (1) 最終処分場

高尾清掃センターから発生した溶融飛灰は、組合の最終処分場に埋立処分しています。

令和4年度まで、延命化を図るため、埋め立てたごみを掘り起こし、そのごみを熱回収施設で処理する再生事業を行ってきました。

最終処分場の概要を表3-7に示します。

表3-7 最終処分場の概要

施設の名称	第2御前石最終処分場	
所在地	東京都あきる野市網代 483 番地外	
形式・処理方法	準好気性	
埋立面積	1.01ha	
容量	87,000m <sup>3</sup>	
廃棄物処分容量	70,000m <sup>3</sup>	
埋立予定期間	平成13～平成25年度	平成26～令和25年度
埋め立て廃棄物の種類	焼却残渣(埋立) 破砕選別不燃物	溶融飛灰
竣工年度	平成12年度	

### (2) 維持管理状況

平成29～令和3年度に第2御前石最終処分場において実施したダイオキシン類の調査結果を表3-8に示します。

いずれも基準値以下となっています。

表3-8 ダイオキシン類の調査結果

(単位:pg-TEQ/L)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		基準値※
	7月7日	1月12日	7月6日	1月11日	7月5日	1月10日	7月10日	1月8日	7月9日	1月7日	
浸出水	0.00028	0.00033	0.00045	0.0073	0.0033	0.014	0.0085	0.0081	0.0021	0.16	—
処理水	0.00023	0.00021	0.0013	0.0063	0.0085	0.0011	0.0012	0.000060	0.006	0.029	10
地下水	0.019	0.019	0.019	0.041	0.041	0.029	0.043	0.420	0.057	0.080	1
上部観測井水	0.020	0.019	0.029	0.019	0.044	0.033	0.025	0.490	0.024	0.083	1
下部観測井水	0.080	0.019	0.020	0.023	0.220	0.032	0.079	0.046	0.023	0.093	1

資料:西秋川衛生組合「御前石排水処理センター環境報告」

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)に示される基準、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年総理府・厚生省令第2号)

## 6. 排出抑制対策の状況

本町で取り組んでいる排出抑制対策や環境美化対策を示します。

### (1) 資源集団回収奨励金制度

本制度は、ごみの減量及び資源化を推進することによりごみの減量に大きな効果を得ましたが、住民のごみの資源化に対する意識が定着してきたこともあり平成 27 年度事業で終了し、ごみステーションによる資源収集に移行しています。

### (2) 生ごみの堆肥化

#### 【生ごみ処理容器購入費補助金制度】

補助金の額は、容器 1 基につき購入価格の 5 分の 4 とし、11,000 円を限度

#### 【電気式生ごみ処理機購入費補助金制度】

補助金の額は、処理機 1 基につき購入価格の 2 分の 1 とし、25,000 円を限度

表 3-9 生ごみ処理容器等の補助実績

(単位:基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生ごみ処理容器	2	2	1	6	1
生ごみ処理機	—	—	—	1	5

### (3) 不法投棄対策

家庭電化製品などを主とした不法投棄が町内の各地域で発生していることから、この対策として不審車両等の監視と合わせて不法投棄警告看板等を設置するとともに警察署及び関係機関と連携し不法投棄撲滅キャンペーンによる活動等を通じて不法投棄防止に努めています。

### (4) マイバッグ運動、レジ袋対策

スーパーマーケットや小売店及び商業協同組合と連携して住民のマイバッグの持参を推奨し、レジ袋削減に努めています。

### (5) 可燃ごみ 10%減量化大作戦

令和 3 年度から“レッツ・トライ”「可燃ごみ 10%減量化大作戦」と題して、住民のみなさんに可燃ごみの減量化を啓発しています。また、ごみ減量化への取組方法を紹介しながら、毎月、可燃ごみ量の状況も広報等でお知らせしています。

(6) ごみ処理施設の見学会（組合）

小学校等を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施し、ごみ減量化に対する理解を深めています。

また、高尾清掃センター内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる3Rの普及啓発を行っています。

表 3-10 施設見学会参加人数

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
見学者数	42	17	—	—	10

## 7. 排出量の実績

### (1) 総排出量

本町のごみ排出量の実績を表 3-11 及び図 3-2 に示します。また、令和 3 年度の区分別の排出割合を図 3-3 に示します。

本町の総排出量は、令和 3 年度が過去 5 年間で最も減少しました。種類別では、過去 5 年間で資源（有害ごみ）は減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

令和 3 年度の排出割合は、可燃ごみが 71.7%、資源（有害ごみ）が 21.7%を占めています。

表 3-11 ごみ排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口	人	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924
年間日数	日	365	365	366	365	365
排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278
委託	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278
許可	t/年	0	0	0	0	0
持込	t/年	0	0	0	0	0
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41
委託	t/年	33	35	34	47	41
持込	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77
委託	t/年	63	69	87	106	76
持込	t/年	1	1	1	1	1
資源(有害ごみ)	t/年	435	437	410	398	387
集団回収	t/年	-	-	-	-	-
総排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年 10 月 1 日)

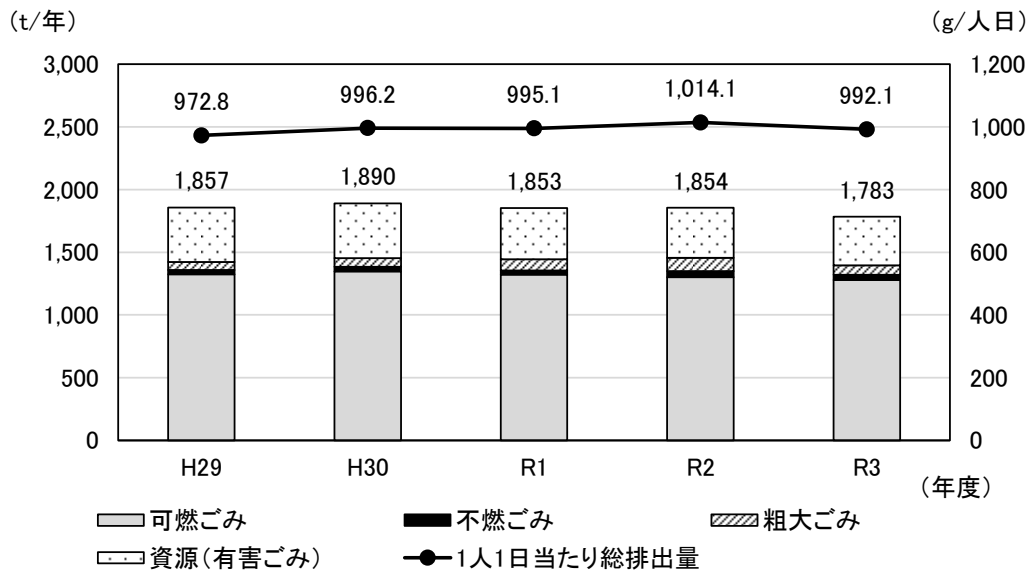


図 3-2 ごみ排出量の実績

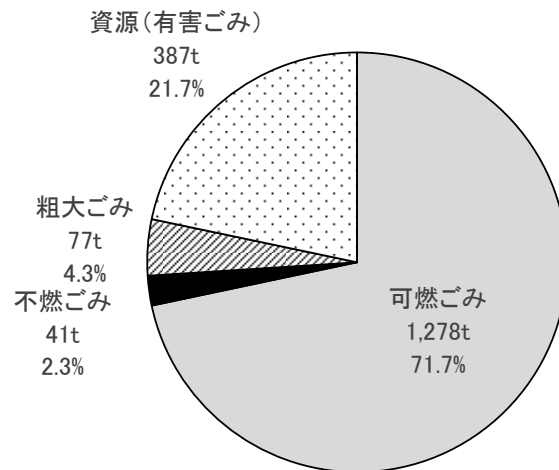


図 3-3 令和 3 年度の区分別の排出割合

## (2) 1人1日当たり総排出量

1人1日当たり総排出量の実績を表3-12及び図3-4に示します。

令和3年度の本町の1人1日当たり総排出量は992g/人日であり、令和2年度より減少していますが、平成29年度から増加しています。

また、全国平均や東京都平均と比較すると、本町の1人1日当たり総排出量は、全国平均、東京都平均を上回っています。これは、本町の人口規模に対し、観光ごみや事業系ごみを含んだごみを1人1日当たり総排出量としているため上回っていると考えられます。

表3-12 1人1日当たり総排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たり総排出量	g/人日	972.8	996.2	995.1	1,014.1	992.1
全国平均	g/人日	920	919	918	901	—
東京都平均	g/人日	888	875	871	839	—

※全国平均、東京都平均は令和2年度データが最新となります。

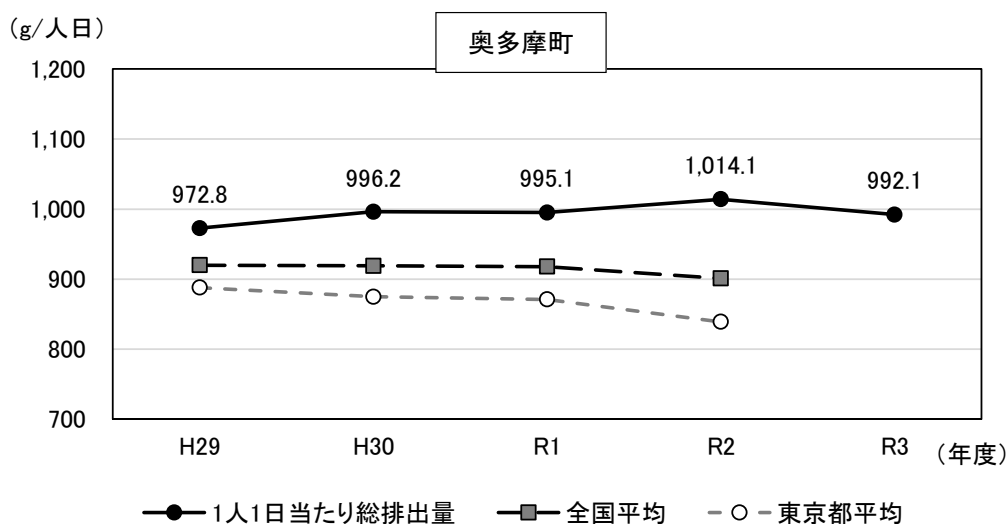


図3-4 1人1日当たり総排出量の実績

## 8. 処理・処分の実績

### (1) 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績を表 3-13 に示します。搬入量は平成 29 年度から令和 2 年度まで約 1,600t 程度で推移していましたが、令和 3 年度は過去 5 年間で最も減少しました。

表 3-13 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)		t/年	1,574	1,624	1,610	1,616	1,533
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41	
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77	
処理残渣	t/年	16	16	16	18	16	
掘り起こしごみ	t/年	136	145	137	128	106	
助燃剤※	t/年	-	10	14	14	15	
災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
搬出物		t/年	217	257	275	285	243
焼却残渣(飛灰)	t/年	74	75	82	81	75	
スラグ	t/年	95	143	154	156	123	
アルミ類	t/年	1	2	3	3	3	
ミックスメタル	t/年	0	2	1	0	0	
鉄	t/年	21	20	21	19	16	
鉄(不燃・粗大)	t/年	11	13	13	17	14	
非鉄	t/年	1	1	1	1	1	
破碎不適物	t/年	14	1	0	8	11	

※助燃剤:汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率 70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成 30 年 10 月以前は、民間業者に処理を委託していました。

### (2) リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量の実績を表 3-14 に示します。

搬入量は、資源の搬入量に伴い減少傾向にあります。

表 3-14 リサイクル施設への搬入量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	
リサイクル施設搬入量		t/年	435	437	410	398	387
搬出物	処理残渣	t/年	16	16	16	18	16
	資源物	t/年	409	414	379	361	360
	選別有害物	t/年	4	4	3	4	4

### (3) 資源化量と資源化率

資源化量と資源化率の実績を表 3-15 及び図 3-5 に示します。

資源化量は平成 30 年度に最も増加したものの、翌年以降は徐々に減少し、令和 3 年度の資源化率は 29.8%となっています。

表 3-15 資源化量と資源化率の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	t/年	556	600	575	569	532
熱回収施設	t/年	143	182	193	204	168
リサイクル施設	t/年	413	418	382	365	364
集団回収	t/年	-	-	-	-	-
資源化率	%	29.9	31.7	31.0	30.7	29.8

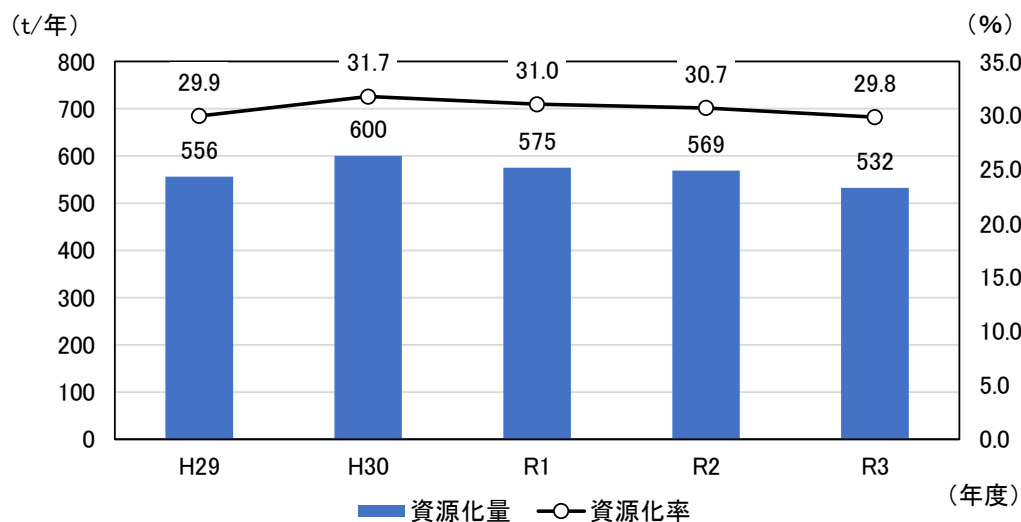


図 3-5 資源化量と資源化率の実績

### (4) 最終処分

最終処分量の実績を表 3-16 に示します。

表 3-16 最終処分量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
埋立量	t/年	74	75	82	81	75
焼却残渣(飛灰)	t/年	74	75	82	81	75



## 9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和2年度実績版）において採用した類似市町村は人口5,000人～10,000人未満の118町村です。この118町村の平均値等が表3-17及び図3-6に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

平均値と比較すると、本町の「人口1人1日当たり総排出量」はやや多く、「廃棄物からの資源回収率」は高く、「廃棄物のうち最終処分される割合」は低くなっています。「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は類似市町村の平均値よりも高くなっています。

本町の人口規模に対し、観光ごみや事業系ごみを含んだごみを1人1日当たり総排出量としているため、類似市町村の平均値より高くなっているものと考えられます。

表3-17 類似市町村との比較（令和2年度）

	奥多摩町	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量(g/人日)	1,014	925
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	30.7%	16.1%
廃棄物のうち最終処分される割合	4.4%	9.8%
人口1人当たり年間処理経費(円)	30,681	17,979
最終処分減量に要する費用(円)	79,061	61,253

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実績調査結果)

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。

※構成市町村の1人1日当たり総排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合は、本計画で整理した令和2年度値を使用した。

※本町の人口は5,009人(令和2年10月1日現在)を使用した。

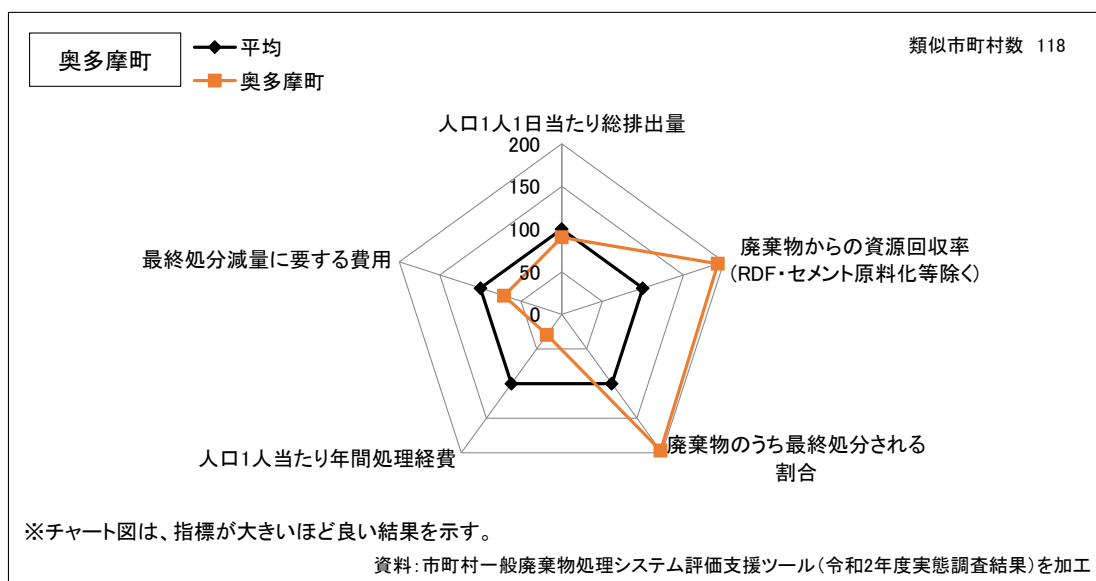


図3-6 類似市町村との比較（令和2年度）

### 第3節 目標達成状況と課題

#### 1. 排出抑制

本町の総排出量は、平成29年度から令和2年度まではほぼ横ばいでしたが、令和3年度は減少しています。1人1日当たり総排出量は令和2年度に増加しましたが、これは、新型コロナウイルスの拡大に伴い、新しい生活様式の定着によるごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。

また、資源化率は類似市町村よりも高いものの、平成30年度をピークに減少しています。

表3-18に示すように、前計画の目標値と令和3年度実績を比較すると、1人1日当たり排出量（資源を除く）の目標が未達成であること、資源化率も未達成であることから、今後も可燃ごみの更なる発生抑制を目指すことが重要です。そのため、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスや食品廃棄物の削減及び事業系ごみ・観光ごみの排出抑制に向けて事業者や住民への啓発をするとともに、生ごみ処理機器等の普及促進によるごみの減量化や分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

また、表3-19に示すように、廃棄物処理法の基本方針の目標値と比較した場合、ごみ総排出量は平成24年度実績に対して、令和2年度には12%削減とされていますが、実績では25.8%の削減であり、目標を達成しています。資源化率の目標については、令和2年度27%目標に対して、実績では30.7%となっており、目標を達成しています。最終処分量については、14%の削減のところ、46.4%の削減となっており、目標を達成しています。一方、1人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）については目標500g/人日のところ、796.4g/人日であり、目標は未達成となっています。

さらに、表3-20に示すように、東京都の目標値を本町に当てはめた場合の目標値と令和3年度実績を比較すると、総排出量の目標は達成していますが、資源化率の目標は未達成となっており、排出抑制に関する施策をさらに推し進めることが必要です。

表3-18 実績と前計画の目標値

		実績	前計画の目標値(計画値)		
		令和3年度	令和3年度	令和7年度	令和14年度
奥多摩町	1人1日当たり排出量 (資源を除く) g/人日	776.7	701.8	667.2	612.1
	資源化率 %	29.8	35	36	38
	最終処分量 t/年	75	62	49	39

凡例(実績): 達成、未達成

表 3-19 実績と廃棄物処理法の基本方針の目標値

	平成24年度 (2012年度) 実績値	令和2年度(2020年度)		
		実績値	平成24年度比	目標値
総排出量 t/年	2,499	1,854	-25.8%	-12%
資源化率 %	29.4	30.7	—	27
最終処分量 t/年	151	81	-46.4%	-14%
1人1日当たり家庭系ごみ (資源除く) g/人日	900.8	796.4	-11.6%	500

凡例(実績): 達成、未達成

表 3-20 実績と東京都の目標値

		実績	東京都の目標値	
			令和3年度	令和7年度
東京都	総排出量 万t/年	—	440	410
	資源化率 %	—	31	37
	最終処分量 万t/年	—	23	19
奥多摩町	総排出量 t/年	1,783	1,927	1,795
	資源化率 %	29.8	31	37
	最終処分量 t/年	75	54	45

凡例(実績): 達成、未達成

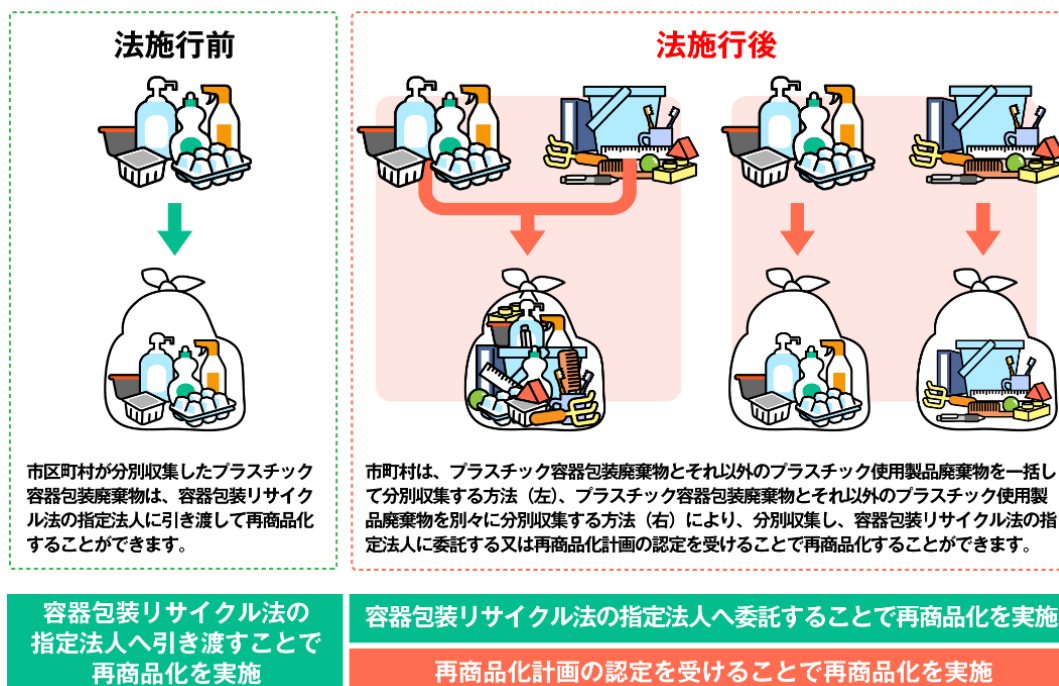
## 2. 収集・運搬

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表 3-21 に示すように、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本町から排出されるプラスチック類は、可燃ごみとして焼却していることから類型はⅠとなり、類型Ⅱ、更には類型Ⅲへの段階的な取り組みが求められています。

住民のごみ排出の利便性の向上と、不法投棄の抑制などごみの適正処理を推進していくため、平成 28 年 4 月より直接搬入を開始しましたが、これによりごみの排出量が増加しないように、今後経過を監視していく必要があります。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展から高齢によるごみ出し困難者が発生しており、ごみの収集方法の検討及び支援の実施を進める必要があります。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、組合や組合の構成市町村とともに検討することが必要となっています。



資料：環境省

表 3-21 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型 I	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型 II	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型 III	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

資料：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）

### 3. 最終処分

最終処分量は、熱回収施設の整備により焼却飛灰のみの埋立となったため、平成 25 年度の 123 t から令和 3 年度の 75t と大きく減少しました。貴重な最終処分場を使用していくため、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

なお、第 2 御前石最終処分場は、平成 26 年度から再生事業により、埋め立てごみの掘り起こしを行っていたため、最終処分場の減容化が進んでいます。

### 4. 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた類似市町村との比較では、本町の「人口 1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は、平均値よりも高くなっています。

よって、処理コスト低減のため、食品ロスや食品廃棄物の削減及び事業系ごみ・観光ごみの排出抑制を促進し、更なる処理の効率化を目指すことが必要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

### 『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

#### 基本方針Ⅰ：

##### 循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

#### 基本方針Ⅱ：

##### 適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

##### ○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

##### ○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

#### 基本方針Ⅲ：

##### 生活環境・自然環境の確保



適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

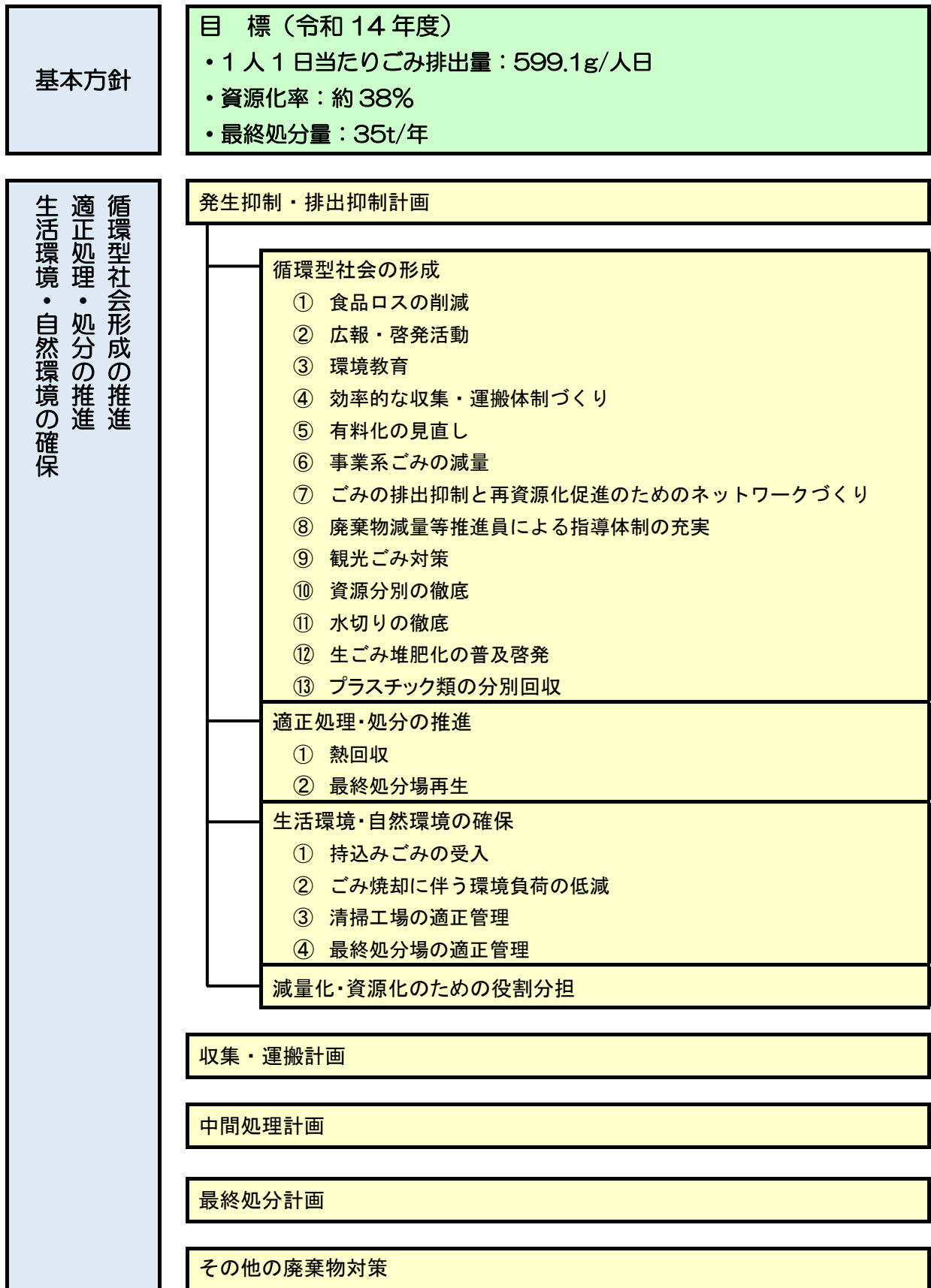


図 4-1 施策体系図



## 第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 1. 推計方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線にあてはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行います。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。

この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5 年先、10 年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。なお、推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

推計式の種類	模式図	特徴
①一次傾向線 $y=a+b \cdot x$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y=a \cdot b^x$ ( $a>0, 0<b<1$ )		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y=a \cdot x^b$ ( $a>0, b<0$ )		実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④対数曲線 $y=a+b \cdot \log x$ ( $x>0$ )		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987年8月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の3つである。3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

## 2. 人口の見通し

本町の将来人口は、令和2年3月に策定した「第2期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」より、令和12年度に3,524人、令和17年度に3,095人とし、その間の年度については直線補間により設定します。

将来人口の予測結果を表4-2に示します。

表4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口(人)
実績	H29	5,230
	H30	5,198
	R1	5,088
	R2	5,009
	R3	4,924
予測	R4	4,768
	R5	4,612
	R6	4,456
	R7	4,300
	R8	4,144
	R9	3,988
	R10	3,832
	R11	3,676
	R12	3,524
	R13	3,438
	R14	3,352

### 3. モデルケースの設定

本計画の目標値設定にあたり、以下のようにモデルケースを設定します。

表 4-3 モデルと内容（例）

モデル		内容	目標年度における 数値目標等の設定
モデル 1	モデル 1-1	・分別の徹底による資源化の向上 (現在実施している施策の強化)	・可燃ごみ中の紙類等約 50g/ 人日を資源に分別
	モデル 1-2	・生ごみの水切りの徹底や食べ残し等の削減による排出抑制(現在実施している施策の強化) ・食品ロス・食品廃棄物の削減対策(現在実施している施策の強化)	・生ごみの水分約 68g/人日を水切りの徹底や食べ残し等の削減により排出抑制 ・食品ロスの削減として約 22g/ 人日を排出抑制
モデル 2	モデル 2-1	・プラスチックの分別(新しい施策)	・可燃ごみ中のプラスチック約 15g/人日を資源に分別
	モデル 2-2	・事業系ごみの排出抑制(新しい施策)	・事業系ごみの排出抑制として可燃ごみの 37%(約 50g/人日)を排出抑制

#### 【数値目標等の設定例】

紙類の分別: 令和 3 年度 (R3) 可燃ごみ 711.1g/人日 × 分別 7% (想定値) = 49.8g/人日

水切りの徹底や食べ残し等の削減: R3 可燃ごみ 711.1g/人日 × 生ごみ 28% ×

水切りの徹底や食べ残し等の削減 34% (想定値) = 67.7g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、乾ベースでは表 3-6(P26)より過去 5 年間の平均が 16.4%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 28% (湿ベース換算) と想定します。

食品ロス: R3 可燃ごみ 711.1g/人日 × 生ごみ 28% × 食品ロス 32.4% ×

削減 34% (想定値) = 21.9g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合については、前段で記載したとおり 28% と想定し、食品ロスの割合は「令和 3 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」より、令和 2 年度の 32.4% と想定します。

プラの分別: R3 可燃ごみ 711.1g/人日 × プラの割合 18.9% × 分別 11% (想定値) = 14.8g/人日

※可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、乾ベースでは表 3-6(P26)より過去 5 年間の平均が 25.3%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 18.9% (湿ベース換算) と想定します。

事業系ごみ: R3 可燃ごみ 711.1g/人日 × 事業系ごみの割合 19% ×

削減 37% (想定値) = 50.0g/人日

※事業系ごみの割合は、令和 2 年度の環境省一般廃棄物処理実態調査結果より、多摩地域の可燃ごみにおける事業系可燃ごみの平均割合から 19% と想定します。

表 4-4 モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1	現状の施策を継続した場合
ケース2	モデル1を実施した場合
ケース3	モデル1とモデル2を全て実施した場合

#### 4. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）

現状の施策を継続した場合（ケース1）のごみ排出量、処理処分量の見通しを図4-2～図4-5に示します。

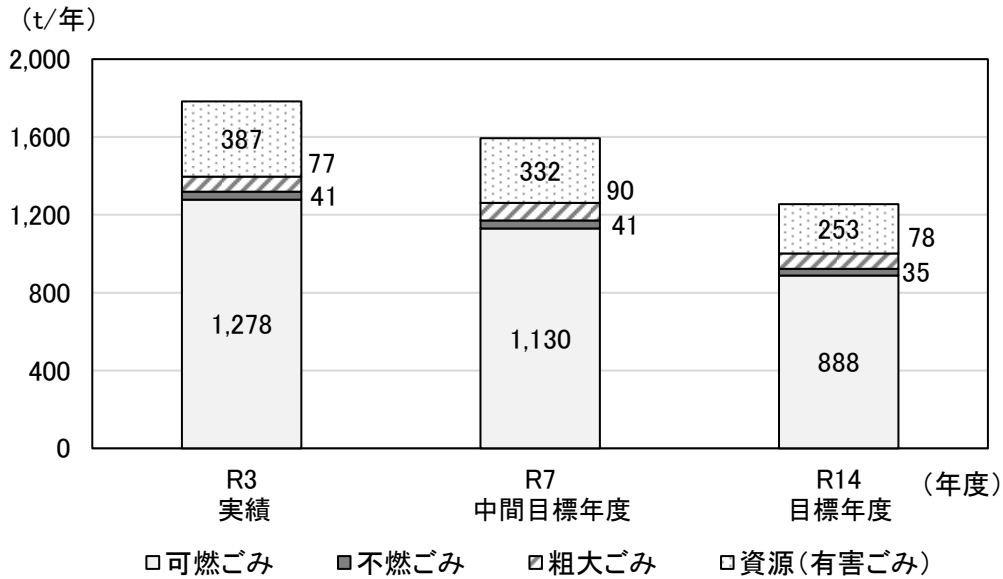


図4-2 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

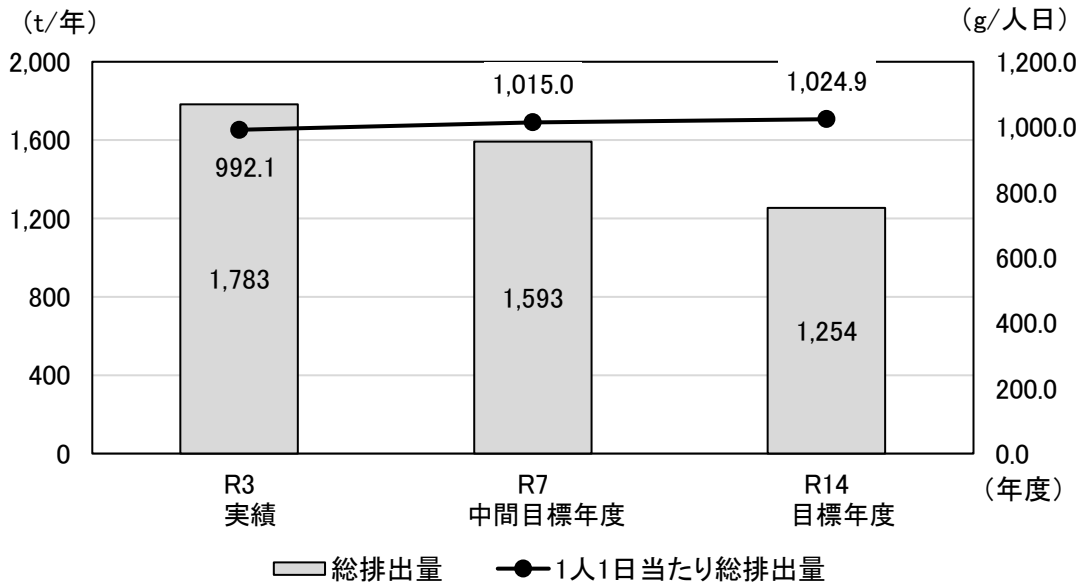


図4-3 現状の施策を継続した場合の1人1日当たり総排出量の推移

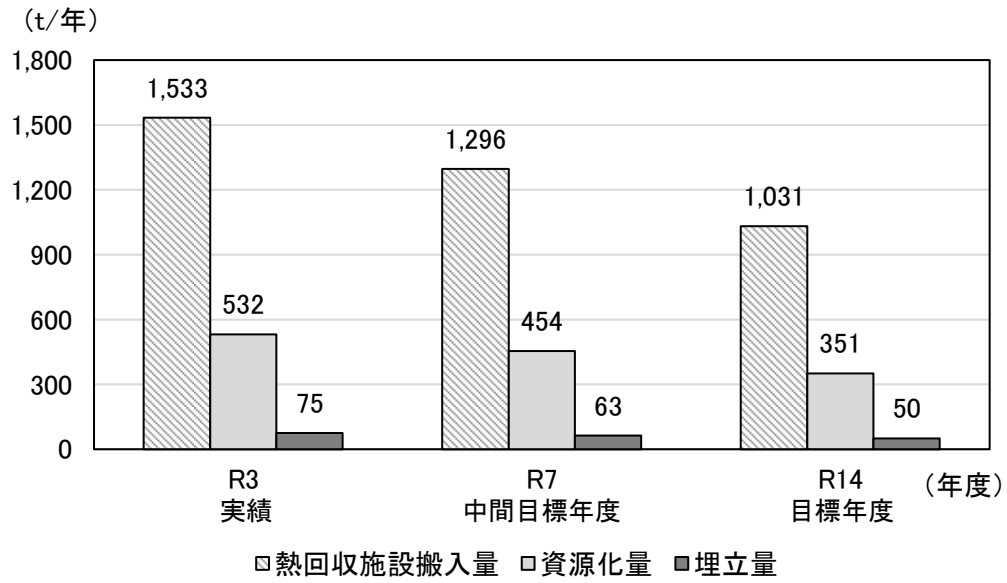


図 4-4 現状の施策を継続した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

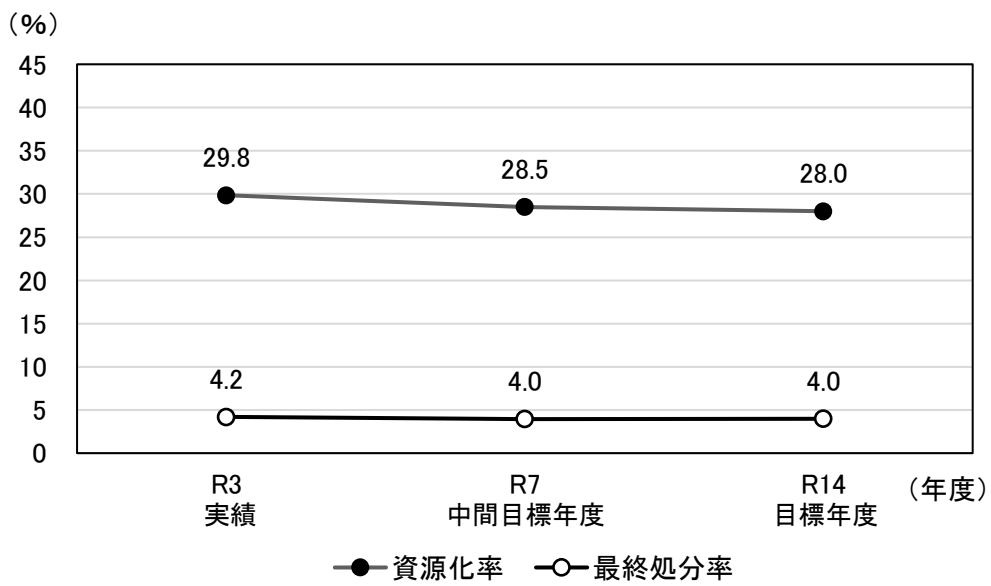


図 4-5 現状の施策を継続した場合の資源化率及び最終処分率の推移

5. 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）

現在実施している施策を強化した場合（ケース2）のごみ排出量、処理処分量の見通しを図4-6～図4-9に示します。

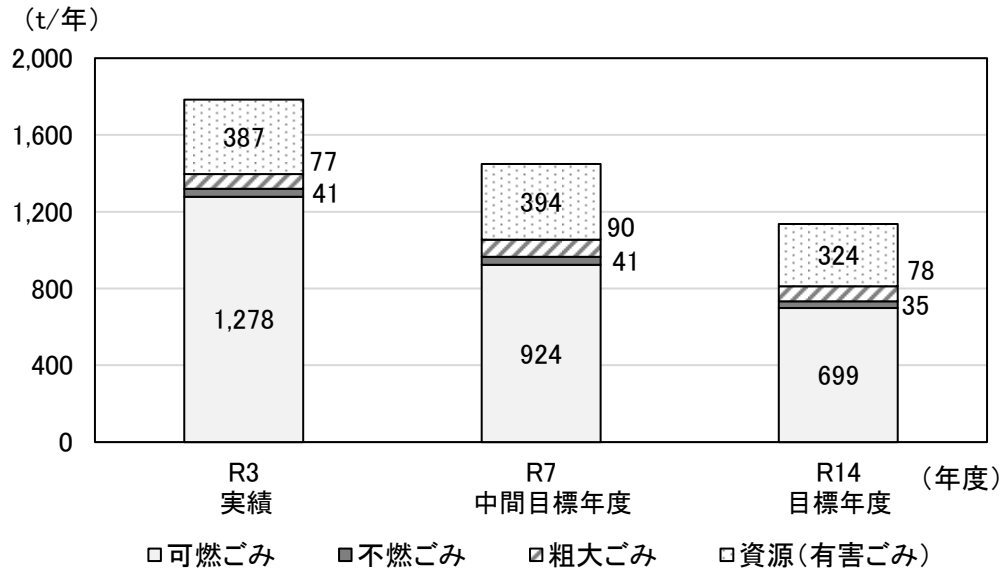


図4-6 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

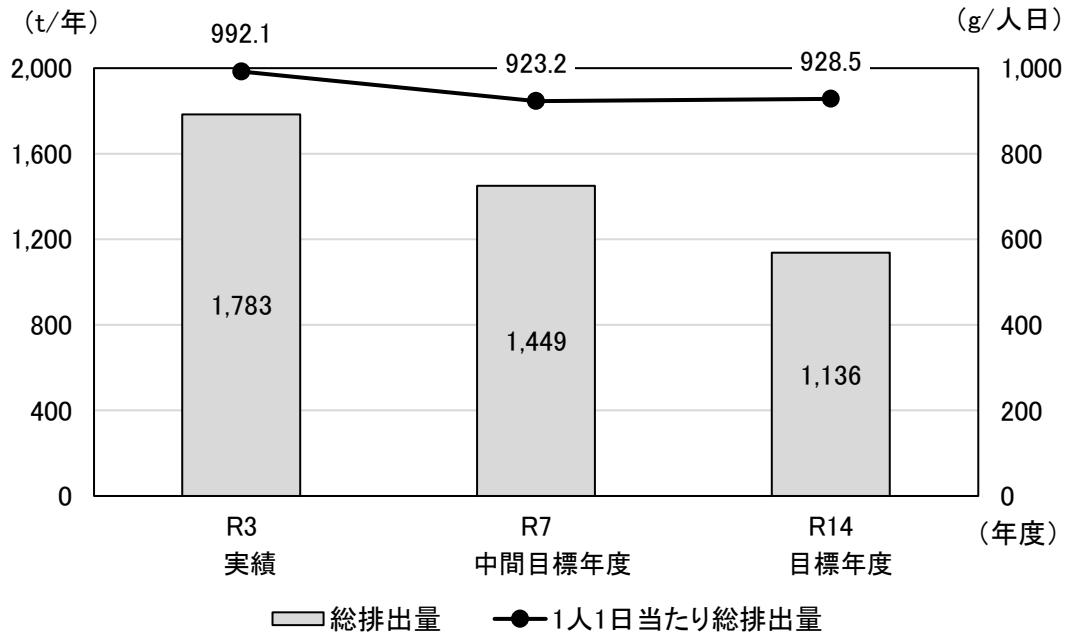


図4-7 施策を強化した場合の1人1日当たり総排出量の推移

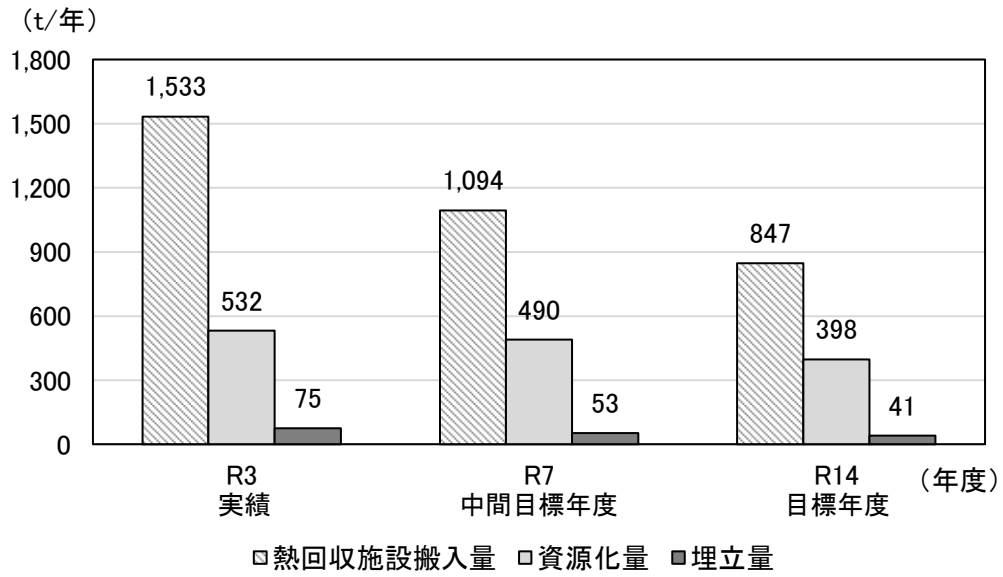


図 4-8 施策を強化した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

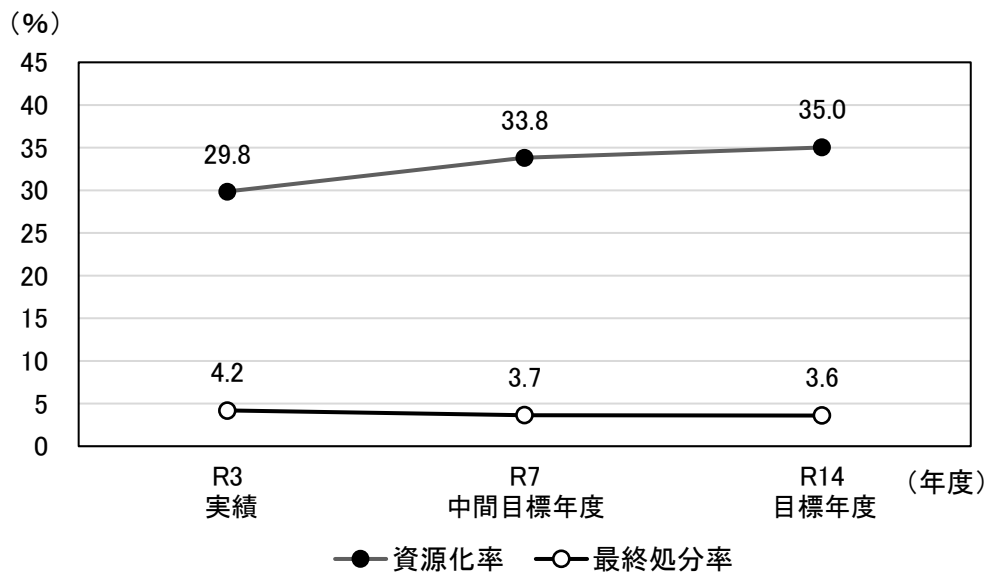


図 4-9 施策を強化した場合の資源化率及び最終処分率の推移



6. 新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を追加した場合（ケース3）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を実施することで、1人1日当たり総排出量（資源除く）は600g/人日を下回り、資源化率は38%となる見通しです。

表 4-5 新たな施策を追加した場合のごみ排出量（ケース3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	4,768	4,612	4,456	4,300	4,144	3,988	3,832	3,676	3,524	3,438	3,352	(1)	第2期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,746	1,625	1,498	1,381	1,331	1,284	1,231	1,181	1,131	1,105	1,075	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,101	965	839	802	768	731	696	662	642	620	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,101	965	839	802	768	731	696	662	642	620	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(8)	(24) × (1) × (2)
委託	t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(11)	(25) × (1) × (2)
委託	t/年	63	69	87	106	76	91	91	90	89	88	86	84	82	79	78	77	(12)	(11) × R3の割合 98.70%
持込	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	435	437	410	398	387	375	390	401	411	400	390	377	365	353	349	342	(14)	(26) × (1) × (2)
集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)	(29) × (1) × (2)
総排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,746	1,625	1,498	1,381	1,331	1,284	1,231	1,181	1,131	1,105	1,075	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	972.8	996.2	995.1	1014.1	992.1	1003.2	962.5	921.2	879.6	879.8	879.9	879.9	879.6	879.4	879.0	879.0	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	694.1	710.5	709.4	712.1	711.1	711.1	652.2	593.3	534.5	530.5	526.5	522.5	518.5	514.5	510.5	506.9	(18)	R3の(18)-(19)~(23)の合計
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	11.9	23.8	35.6	37.6	39.6	41.6	43.6	45.6	47.6	49.8	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	21.9	43.8	65.7	66.0	66.3	66.6	66.9	67.2	67.5	67.7	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	7.1	14.2	21.3	21.4	21.5	21.6	21.7	21.8	21.9	21.9	(21)	施策の強化による削減量
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.6	7.2	10.8	11.4	12.0	12.6	13.2	13.8	14.4	14.8	(22)	新たな施策による削減量
事業系ごみの排出抑制	g/人日	-	-	-	-	-	-	14.4	28.8	43.2	44.2	45.2	46.2	47.2	48.2	49.2	50.0	(23)	新たな施策による削減量
不燃ごみ	g/人日	17.3	18.4	18.3	25.7	22.8	23.8	24.8	25.4	25.9	26.4	26.8	27.2	27.5	27.8	28.1	28.4	(24)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.5	36.9	47.3	58.5	42.8	53.0	54.7	56.2	57.5	58.6	59.7	60.7	61.5	62.4	63.1	63.8	(25)	対数曲線
資源	g/人日	227.9	230.3	220.2	217.7	215.3	215.3	230.8	246.3	261.7	264.3	266.9	269.5	272.1	274.7	277.3	279.9	(26)	R3の(26) + (27) + (28)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	11.9	23.8	35.6	37.6	39.6	41.6	43.6	45.6	47.6	49.8	(27)	(19) と同値
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.6	7.2	10.8	11.4	12.0	12.6	13.2	13.8	14.4	14.8	(28)	(22) と同値
集団回収	g/人日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(29)	
資源・集団回収を除く	g/人日	744.9	765.8	774.9	796.4	776.7	787.9	731.7	674.9	617.9	615.5	613.0	610.4	607.5	604.7	601.7	599.1	(30)	(18) + (24) + (25)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-6 新たな施策を追加した場合の処理処分量（ケース3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等		
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	1,574	1,624	1,610	1,616	1,533	1,514	1,273	1,136	1,010	970	932	891	852	814	791	768	(31)	(32) ~ (38) の合計	
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,101	965	839	802	768	731	696	662	642	620	(32)	(4) と同値	
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(33)	(8) と同値	
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(34)	(11) と同値	
処理残渣	t/年	16	16	16	18	16	22	23	24	25	24	23	22	21	21	20	20	(35)	(48) と同値	
掘り起こしごみ	t/年	136	145	137	128	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(36)	R4で終了	
助燃剤	t/年	-	10	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	(37)	R3実績値を維持 15	
災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(38)		
搬出物	焼却残渣(飛灰)	t/年	74	75	82	81	75	69	58	52	46	44	42	41	39	37	36	35	(39)	(31) × 4.55% (目標)
	スラグ	t/年	95	143	154	156	123	121	102	91	81	78	75	71	68	65	63	62	(40)	(31) × R3の割合 8.02%
	アルミ類	t/年	1	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(41)	(31) × R3の割合 0.20%
	ミックスメタル	t/年	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(42)	(31) × R3の割合 0.00%
	鉄	t/年	21	20	21	19	16	16	13	12	11	10	10	9	9	8	8	8	(43)	(31) × R3の割合 1.04%
	鉄(不燃・粗大)	t/年	11	13	13	17	14	14	12	10	9	9	8	8	8	7	7	7	(44)	(31) × R3の割合 0.91%
	非鉄	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(45)	(31) × R3の割合 0.07%
	破碎不適物	t/年	14	1	0	8	11	11	9	8	7	7	7	6	6	6	6	6	(46)	(31) × R3の割合 0.72%
リサイクル施設搬入量	t/年	435	437	410	398	387	375	390	401	411	400	390	377	365	353	349	342	(47)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣	t/年	16	16	16	18	16	22	23	24	25	24	23	22	21	21	20	20	(48)	(47) - (49) - (50)
	資源物	t/年	409	414	379	361	360	349	363	373	382	372	363	351	340	328	325	318	(49)	(47) × R3の割合 93.02%
	選別有害物	t/年	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	(50)	(47) × R3の割合 1.03%
資源化量	t/年	556	600	575	569	532	519	507	501	497	483	470	452	438	421	416	408	(51)	(52) + (53) + (54)	
熱回収施設	t/年	143	182	193	204	168	166	140	124	111	107	103	97	94	89	87	86	(52)	(40) ~ (46) の合計	
リサイクル施設	t/年	413	418	382	365	364	353	367	377	386	376	367	355	344	332	329	322	(53)	(49) + (50)	
集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(54)	(15) と同値	
資源化率	%	29.9	31.7	31.0	30.7	29.8	29.7	31.2	33.4	36.0	36.3	36.6	36.7	37.1	37.2	37.6	38.0	(55)	(51) / (16)	
埋立量	t/年	74	75	82	81	75	69	58	52	46	44	42	41	39	37	36	35	(56)	(57) と同値	
焼却残渣(飛灰)	t/年	74	75	82	81	75	69	58	52	46	44	42	41	39	37	36	35	(57)	(39) と同値	
最終処分率	%	4.0	4.0	4.4	4.4	4.2	4.0	3.6	3.5	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	(58)	(56) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

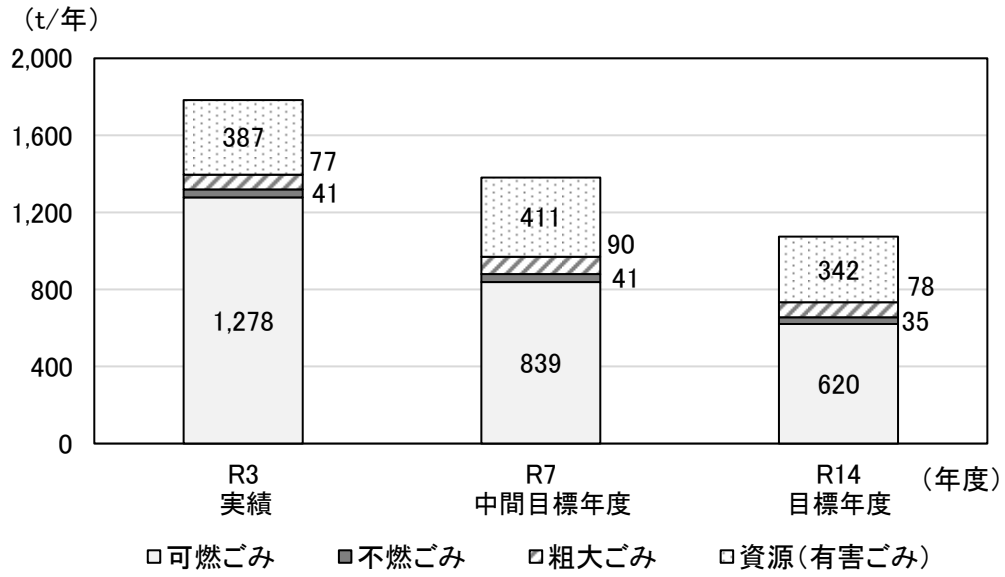


図 4-10 新たな施策を追加した場合のごみ排出量の推移

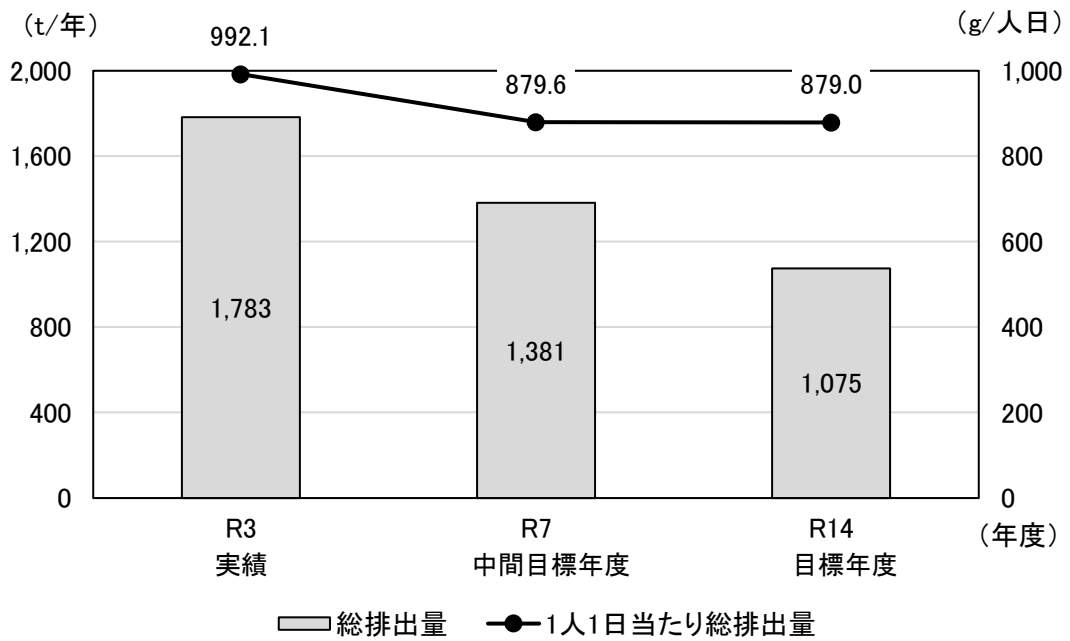


図 4-11 新たな施策を追加した場合の1人1日当たり総排出量の推移

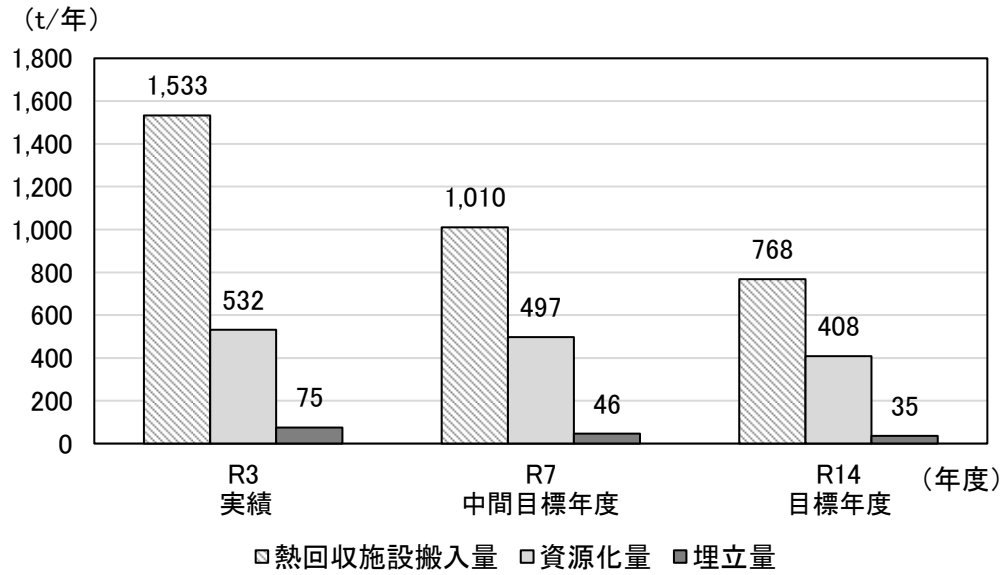


図 4-12 新たな施策を追加した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

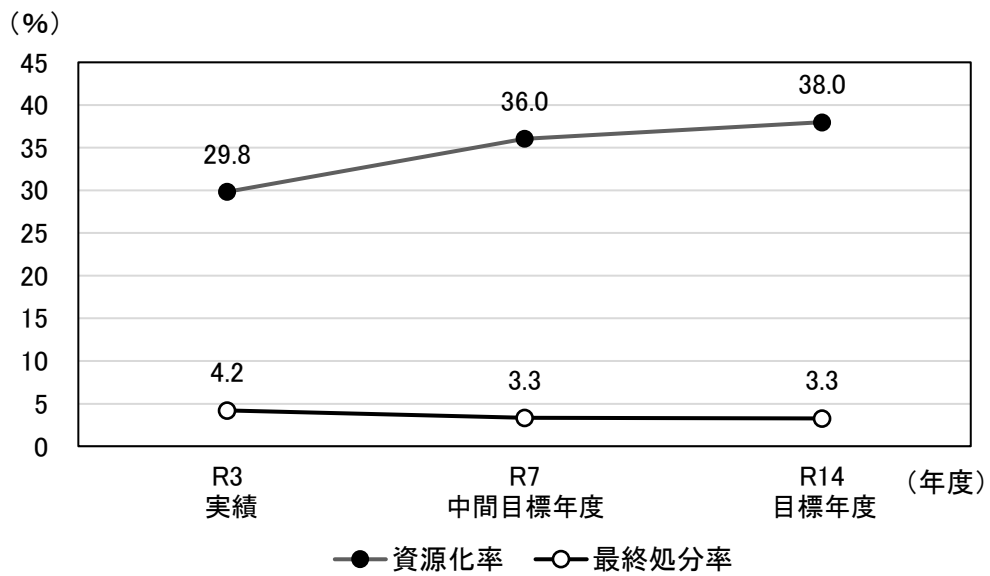


図 4-13 新たな施策を追加した場合の資源化率及び最終処分率の推移

## 7. 各ケースの比較結果

各ケースの比較結果を示します。

〔ケース1〕現状の施策を継続した場合（P47-P48）

〔ケース2〕現状の施策を強化した場合（P49-P50）

〔ケース3〕新たな施策を追加した場合（P51-P54）

表 4-7 各ケースの比較

		単位	実績値	推計値	
			R3	R7	R14
1人1日当たり総排出量※	ケース1	g/人日	776.7	803.6	818.3
	ケース2			671.9	663.9
	ケース3			617.9	599.1
資源化率	ケース1	%	29.8	28.5	28.0
	ケース2			33.8	35.0
	ケース3			36.0	38.0
処分量	ケース1	t/年	75	63	50
	ケース2			53	41
	ケース3			46	35

※1人1日当たり総排出量は資源除く

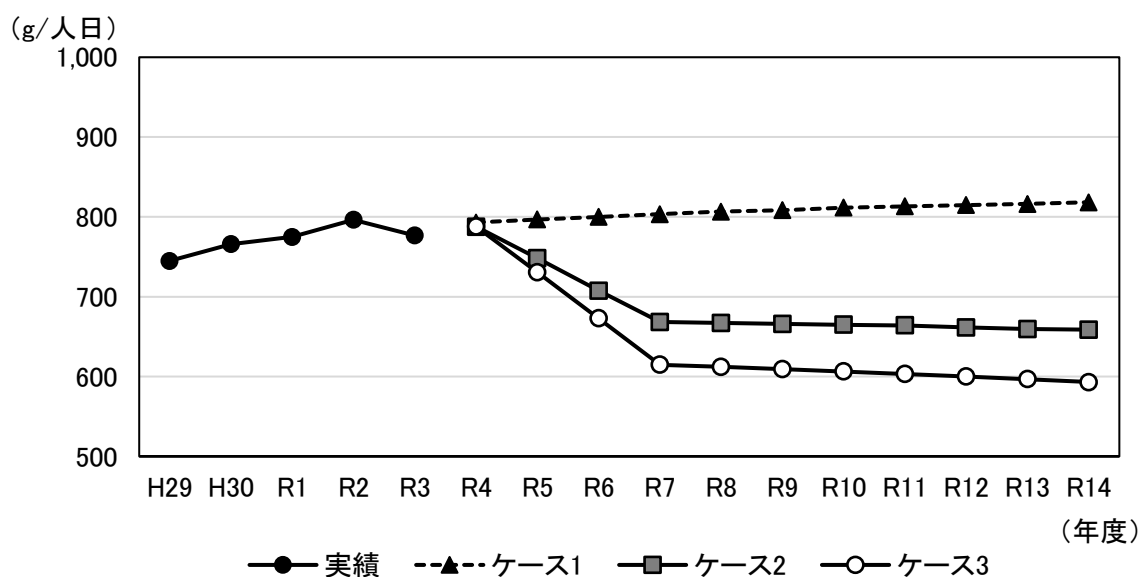


図 4-14 1人1日当たり総排出量（資源除く）の比較

## 8. 目標値の設定

以上より、ケース3において表3-18(P36)に示した前計画の目標値が達成される見通しです。よって、本計画の目標値を次のように設定します。

### ◆中間目標年度（令和7年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約159g/人日削減
- ・資源化率：約36%
- ・最終処分量：令和3年度比で約29t/年削減

### ◆計画目標年度（令和14年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約178g/人日削減
- ・資源化率：約38%
- ・最終処分量：令和3年度比で約40t/年削減

## 9. 目標値の達成

表4-8に示すように、ケース3の採用により、目標値を達成できる見込みです。

表4-8 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 (資源除く)	776.7 g/人日	617.9 g/人日 (約159 g削減)	599.1 g/人日 (約178 g削減)
資源化率	29.8%	36.0%	38.0%
最終処分量	75 t/年	46 t/年 (29 t削減)	35 t/年 (40 t削減)

### 第3節 発生抑制・排出抑制計画

令和3年度のごみ総排出量は平成29年度以降で最も減少しましたが、目標値を達成するためには、改めて発生抑制、排出抑制の大切さを認識し、住民、事業者、行政がともに行動に移すことが大切です。

小さなことを積み重ねていくことが『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』につながります。



#### 1. 循環型社会の形成

##### ① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t（平成30年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの3～4割程度を占めていると考えられます。

そこで、本町では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機器購入の際の補助や広報でごみの減量啓発などを行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討し、実施できるよう努めます。

表4-9 食品ロスの削減に向けた施策（案）（1）

施策例	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれているかを調査し、本町にそった対策を検討します。 意識調査の実施を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討を行います。
3010運動の周知	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という3010運動を啓発します。
食べきり協力店の登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録し、その取組を応援します。

表 4-9 食品ロスの削減に向けた施策（案）（2）

施策例	内容
飲食店での食べ残しが少なくなる工夫のお願い	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすためのポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。 また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるようお願いするとともに、住民にもこのような取組を紹介します。
買い物の際、すぐ食べる場合は陳列順に購入する	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行います。
食材を無駄にしないレシピ、食品ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介します。
フードドライブなどへの寄附	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄附を募ります。
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発します。

## ② 広報・啓発活動

本町の環境やごみ処理の状況に関する情報を、ホームページ等により定期的に発信し、ごみに関する理解が深まるよう、広報、啓発活動に取り組みます。

## ③ 環境教育

将来の担い手である児童を対象として、ごみ・環境教育を導入します。環境教育を実施する際の基本方針を以下のように位置付けます。

- ・教育全体を通じて環境への認識の向上を図ります。
- ・自分と環境問題とのかかわりを理解することで、実践の意思を持たせます。
- ・環境に対する人間の知恵・工夫等を理解することで、自分の行動を再認識させます。
- ・自らが実践し成果を見つけることで、日常生活の中においても環境問題に対する視点を持たせます。



#### ④ 効率的な収集・運搬体制づくり

安定的なごみの収集・運搬を継続するため、現在の収集・運搬体制を維持するとともに、安全面、衛生面の体制を強化していきます。また、収集作業にともなうCO<sub>2</sub>排出量の削減のため、収集車両の省エネルギー化や低公害車両の導入を検討します。

組合へのごみ搬入、あるいはごみや資源化物の排出量の変化に応じて、適正な収集回数や収集ルートを検討を行うとともに、ステーションの設置数や設置位置の適正化を図ります。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展が予測されており、ごみ出し困難者（高齢者）の支援を継続するとともに、ごみステーションの安全かつ衛生的な維持管理のため、正しい排出の時間やルール、ごみの分別等に関して自治会等に対して協力を要請するとともに、ステーション利用者に対し、パンフレット等による啓発活動や、違反行為への指導の強化を図ります。

#### ⑤ 有料化の見直し

ごみの分別の徹底や排出者責任を明確にし、更なるごみの減量化を進めるにあたり必要に応じて料金の見直しを検討いたします。

#### ⑥ 事業系ごみの減量

事業系ごみの減量化及び再資源化促進のため、排出抑制と分別排出の徹底を呼び掛けていくほか、生活系ごみへの混入等、ルール違反のごみ排出事業者に対する指導の強化を行っていきます。また、近隣市町村との処理手数料の均衡を図り、越境搬入ごみを防ぎます。ただし、本町内の事業振興にも考慮し、実態把握に努めます。

#### ⑦ ごみの排出抑制と再資源化促進のためのネットワークづくり

循環型社会を目指すそれぞれの施策は、個々の取り組みだけで達成できるものではなく、住民、事業者、行政が各々の役割を果たし、パートナーシップと協業の仕組みを築き、実行することが必要です。

本町はこれらの仕組みを構築するため、各主体の情報、知識、意思の疎通が図れるネットワークづくりを進めます。

#### ⑧ 廃棄物減量等推進員による指導体制の充実

各地区から廃棄物減量等推進員を選出し、ごみ出しルールの徹底とごみの減量及び資源化に関するアドバイスを地区内で行っていきます。廃棄物減量等推進員に対しては研修等を実施し、ごみ問題に関する知識を深め、地域での啓発を図っていきます。

### ⑨ 観光ごみ対策

本町は、町全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている等、豊かな観光資源に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が訪問します。しかし、観光者による多量の観光ごみが発生しており、観光ごみの抑制も課題となっています。

日帰り客に対しては、ごみの持ち帰りを呼び掛けるとともに、宿泊客については、旅館等へ食べ残しが出ないように工夫を要請するほか、堆肥化等への取り組みを促していきます。また、ポイ捨ての禁止等、環境保全活動の啓発にも取り組みます。

その他、事業者に対して、リターナブル箸・容器の導入、ドリンクボトル持参者への飲料サービス開始など、観光ごみの減量への協力を求めます。

### ⑩ 資源分別の徹底

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査（表 3-6 P26）によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。よって、資源分別の周知徹底を図り、ごみの資源化を図ります。

### ⑪ 水切りの徹底

可燃ごみの約 50%を占めている水分の減量化をすることにより、ごみの減量化及びごみ収集の効率化と、焼却施設の燃焼効率の向上が図られます。このため、ごみ情報誌等の広報媒体を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

### ⑫ 生ごみ堆肥化の普及啓発

本町で実施している生ごみ処理容器購入費補助金制度や電気式生ごみ処理機購入費補助金制度について、住民への周知徹底を図り、生ごみの堆肥化を促進します。

### ⑬ プラスチック類の分別回収

組合の構成市町村とともに、分別回収・再資源化に向けてさらに研究を続け、課題が解決された時点で、実施する方向で検討していきます。



## 2. 適正処理・処分の推進

### ① 熱回収

溶融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

### ② 最終処分場再生

令和 4 年度まで、埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した溶融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。



## 3. 生活環境・自然環境の確保

### ① 持込みごみの受入

平成 28 年 4 月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

### ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

### ③ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的に行うことにより、安定したごみ処理を行います。

### ④ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画により適正管理します。



## 4. 減量化・資源化のための役割分担

「環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築」を実現するためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本町では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

## 第4節 収集・運搬計画

### 1. 収集・運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、従来はごみを速やかに収集することで、衛生的で良好な生活環境を維持することがもっとも大きな目的でしたが、近年はそれに加えて、資源化物の有効利用を図るためのステップアップとしての位置付けが求められています。そこで、収集・運搬の基本方針を以下のとおりとします。

#### 収集・運搬の基本方針

- 既存の収集・運搬体制を維持し、排出されたごみを速やかに収集・運搬し、ごみの適正処理に努めます。
- 安全な収集作業に努め、事故防止の徹底を図ります。
- 地域特性や住民の要望を考慮し、適正な収集頻度を検討します。
- 高齢者のごみ出し支援を継続します。
- 排出ルールが守られるよう、啓発活動を行います。
- 事業者に対し、ごみの排出者責任について、また、排出抑制や資源化推進に関する啓発活動を行います。
- 将来のごみ量の変化に対応し、収集・運搬体制のさらなる効率化を検討します。

### 2. 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

### 3. 分別収集区分

組合の構成市町村の分別区分は同じですが、表 4-10 に示すように、木の枝はひもで束ねる方法と可燃ごみの指定袋に入れる方法があり、排出形態に違いがみられます。公平性や効率的な運営のためにも、統一に向けた検討を行います。

表 4-10 排出形態の違い

区分	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町
可燃 ごみ	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・紙おむつ	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・木の枝(50cm以下)
	<b>透明、半透明の袋</b> ・紙おむつ	<b>中身が見える袋</b> ・紙おむつ		
	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>透明、半透明の袋</b> ・紙おむつ
不燃 ごみ	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>
資源	<b>容器</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>容器</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>コンテナ</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>透明、半透明の袋</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・布類 <b>そのまま、透明の袋</b> ・使用済小型電子機器
	<b>ひもで束ねる</b> ・古紙 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類
有害 ごみ	<b>透明の袋</b>	<b>容器</b>	<b>指定袋及びコンテナ</b>	<b>透明の袋、購入した際の箱</b>

また、表 3-21 (P39) に示すように、「ごみ処理基本計画策定指針」では、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。現在、本町から排出されるプラスチック類は可燃ごみとして焼却していることから、類型Ⅰとなります。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。

以上を踏まえ、これまで焼却し、熱回収していたプラスチック類について、組合の構成市町村とともに、本町にとって最もふさわしい方法を検討します。

#### 4. 収集・運搬量

家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は、本町が主体となって収集・運搬計画を立案し、臨時及び多量に排出される一般廃棄物は、排出者自身において直接搬入することを基本とします。

収集・運搬量の将来推移（ケース 3）を表 4-11 に示します。

表 4-11 収集・運搬量の将来推移（ケース 3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
収集・運搬量	1,782	1,380	1,074
可燃ごみ	1,278	839	620
不燃ごみ	41	41	35
粗大ごみ	76	89	77
資源(有害ごみ)	387	411	342

#### 5. 資源化ルート

現在、組合の施設に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化を実施していますが、今後もこの体制を継続します。

## 第5節 中間処理計画

### 1. 中間処理に関する基本方針

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化することで、最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な工程となっています。

今後も、現体制を継続することとし、高尾清掃センターにおいて熔融処理及び資源化処理を行います。中間処理の基本方針は以下のとおりとします。

#### 中間処理の基本方針

- 安全な処理作業に努め、適正処理を実施し、資源回収が可能なものについては、中間処理により分別・回収に努めます。
- プラスチック類について、構成市町村で一括処理する方法、民間事業者へ委託する方法等を検討します。

### 2. 中間処理量

高尾清掃センターにおける中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみであり、その他掘り起こしごみの焼却処理も行っています。なお、掘り起こしごみの焼却処理については、令和4年度で完了する予定です。

中間処理量の将来推移（ケース3）を表4-12に示します。

表 4-12 中間処理量の将来推移（ケース3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度	
	R3	R7	R14	
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備含む)	1,533	1,010	768	
可燃ごみ	1,278	839	620	
不燃ごみ	41	41	35	
粗大ごみ	77	90	78	
処理残渣	16	25	20	
掘り起こしごみ	106	0	0	
助燃剤	15	15	15	
リサイクル施設搬入量	387	411	342	
処理内訳	処理残渣	16	25	20
	資源物	360	382	318
	選別有害物	4	4	4

## 第6節 最終処分計画

### 1. 最終処分に関する基本方針

最終処分とは、ごみの発生抑制、中間処理、再資源化等の方策を実施した後に、残ったごみを適正処分することです。また、最終処分は、ごみ処理における最後の工程のため、適正な最終処分に努めることが重要です。

そこで本町では、これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理を行い、飛灰のみを埋立処分とします。

最終処分の基本方針は以下のとおりとします。

#### 最終処分の基本方針

○ごみの発生抑制に努め、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。

### 2. 最終処分量

最終処分量の将来推移（ケース3）を表4-13に示します。

表4-13 最終処分量の将来推移（ケース3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
埋立量	75	46	35
焼却残渣(飛灰)	75	46	35



## 第7節 その他の廃棄物対策

### 1. 災害廃棄物に関する対策

本町では令和4年6月に「奥多摩町災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、東京都、組合、構成市町村及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び構成市町村の地域防災計画等を踏まえ、これに基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

表 4-14 奥多摩町災害廃棄物処理計画の概要

	内容
計画策定の背景	災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれが大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。 以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「奥多摩町災害廃棄物処理計画」を策定した。
計画の位置づけ	「奥多摩町災害廃棄物処理計画」は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月、東京都）、「奥多摩町地域防災計画」（令和4年3月、奥多摩町防災会議）、「奥多摩町一般廃棄物処理基本計画」（本計画）等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。
対象とする廃棄物	し尿等：使用済みの携帯トイレ・簡易トイレ 被災施設の仮設トイレからのし尿 生活ごみ：被災した住民の排出する生活ごみ 避難所ごみ：避難施設で排出される生活ごみ 災害廃棄物：道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ） 損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物 その他、災害に起因する廃棄物 事業系一般廃棄物：被災した事業場からの廃棄物
地震に伴う災害廃棄物等の発生量（推計）	立川断層帯地震に伴う災害廃棄物等の発生量（推計） 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物：22,954 t 片付けごみ：114 t 避難所ごみ：0.1t/日 し尿：1,833kL/日

### 2. 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、構成市町村が実施する不法投棄対策を積極的に推進します。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1. 処理形態別人口の現状

##### (1) 国及び東京都の生活排水処理形態別人口

国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2年度）を表5-1に示します。

生活雑排水（台所や風呂、洗濯等の排水）は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

令和2年度の国の生活排水処理率は88.3%、東京都が99.6%となっています。本町では91.6%であり、国の平均を上回りますが、東京都の平均よりは低くなっています。

表5-1 国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2年度）

		全国	東京都	奥多摩町	備考
行政区域内人口(10月1日)		(人) 126,739,787	13,854,370	5,009	
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 126,739,787	13,854,370	5,009	
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 111,879,611	13,805,011	4,586	
	(1)コミュニティ・プラント人口	(人) 258,825	2,353	0	
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 14,420,961	27,565	465	
	(3)公共下水道人口	(人) 97,199,825	13,775,093	4,121	
	(4)農業集落排水施設人口	(人) ※	※	0	
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 9,319,148	33,615	85	
	4.非水洗化人口	(人) 5,541,028	15,744	338	
	(1)汲み取り人口	(人) 5,480,653	15,677	312	
(2)自家処理	(人) 60,375	67	26		
生活排水処理率		(%) 88.3%	99.6%	91.6%	2.÷1.
水洗化率		(%) 95.6%	99.9%	93.3%	(2.+3.)÷1.

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※農業集落排水施設人口は合併処理浄化槽人口に含む。

(2) 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の実績を表 5-2 及び図 5-1 に示します。

表 5-2 処理形態別人口の実績

区分		H29	H30	R1	R2	R3	備考
行政区域内人口(10月1日)		(人) 5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 4,429	4,530	4,515	4,586	4,533	
	(1)コミュニティ・プラント人口	(人) 0	0	0	0	0	
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 810	712	484	465	410	
	(3)公共下水道人口	(人) 3,619	3,818	4,031	4,121	4,123	
	(4)農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0	
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 271	200	172	85	97	
	4.非水洗化人口	(人) 530	468	401	338	294	
(1)汲み取り人口	(人) 493	435	375	312	269		
(2)自家処理	(人) 37	33	26	26	25		
生活排水処理率		(%) 84.7%	87.1%	88.7%	91.6%	92.1%	2.÷1.
水洗化率		(%) 89.9%	91.0%	92.1%	93.3%	94.0%	(2.+3.)÷1.

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

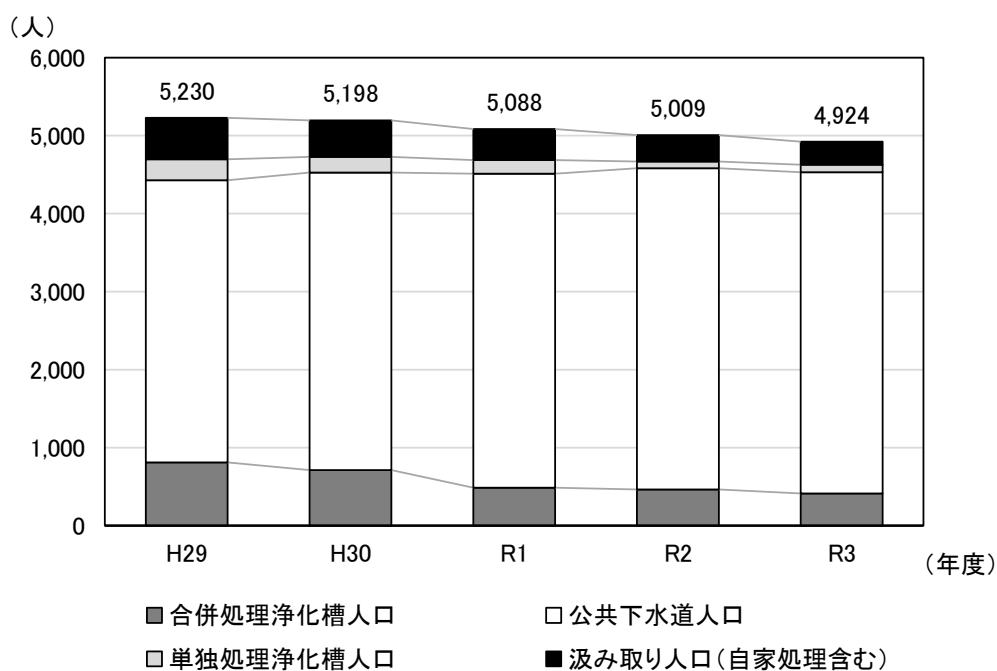


図 5-1 処理形態別人口の実績

## 2. し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-3 及び図 5-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで中間処理し、含水率 70% 以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2006 改定版）」に示される原単位（単独処理浄化槽：0.75L/人・日、合併処理浄化槽：1.2L/人・日）を基に設定しています。

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b  
 単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d  
 c:d=0.75L/人・日:1.2L/人・日

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
収集人口 (人)	し尿	493	435	375	312	269
	浄化槽汚泥	1,081	912	656	550	507
	単独処理浄化槽	271	200	172	85	97
	合併処理浄化槽	810	712	484	465	410
収集量 (kL/年)	し尿	830	700	433	282	188
	浄化槽汚泥	706	642	644	675	895
	単独処理浄化槽	122	96	117	69	115
	合併処理浄化槽	584	546	527	606	780
	計	1,536	1,342	1,077	957	1,083
原単位 (L/人日)	し尿	4.61	4.41	3.15	2.48	1.91
	浄化槽汚泥	1.79	1.93	2.68	3.36	4.84
	単独処理浄化槽	1.23	1.31	1.86	2.23	3.26
	合併処理浄化槽	1.98	2.10	2.97	3.57	5.21

資料：西秋川衛生組合「年間投入稼働実績年報(市町村別)」

(kL/年)

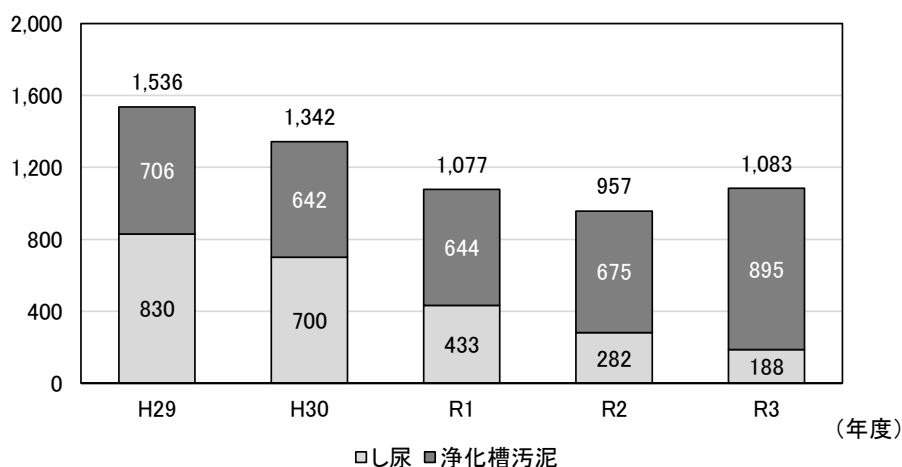


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

### 3. 処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都 奥多摩町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	西秋川衛生組合

### 4. 下水道の整備状況

本町で整備を行っている公共下水道の整備状況の推移を表 5-5 に、公共下水道整備計画の概要を表 5-6 に示します。

表 5-5 公共下水道の整備状況の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区域内人口(人)	5,229	5,142	5,038	4,949	4,827
処理区域面積(ha)	199	199	199	199	199
区域内人口(人)	4,787	4,696	4,597	4,530	4,420
下水道普及率(%)	91.5	91.3	91.2	91.5	91.6
水洗化人口(人)	3,776	4,033	4,123	4,125	4,051
下水道水洗化率(%)	78.9	85.9	89.7	91.1	91.7
下水道処理率(%)	72.2	78.4	81.8	83.4	83.9

資料:奥多摩町(各年 3 月末)

表 5-6 公共下水道整備計画の概要

		事業認可計画		全体計画	
		奥多摩処理区	小河内処理区	奥多摩処理区	小河内処理区
目標年次		平成 17 年度	平成 5 年度	平成 17 年度	平成 5 年度
計画区域面積(ha)		175	24	175	24
計画人口(人)		5,000	510	5,000	510
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日平均	1,665	270	1,665	270
	日最大	2,185	940	2,185	940
事業認可年月日		当初: 平成 17 年 3 月	当初: 平成 5 年 3 月	最終: 平成 17 年 3 月	最終: 平成 5 年 3 月

## 5. 合併処理浄化槽の普及状況

公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽設置基数を表 5-7 に、公共浄化槽等整備推進事業計画を表 5-8 に示します。

本町は、平成 16 年度から日原地域の下水道水洗化事業を機に浄化槽整備を開始し、町が浄化槽の設置から維持管理までを行う公共浄化槽等整備推進事業を継続しています。

表 5-7 公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽設置基数

(単位:基)

区分 \ 年度	H16~27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
計画基数	—	0	0	4	3	3	1
実績基数	175	0	0	4	1	2	0

表 5-8 公共浄化槽等整備推進事業計画

(単位:基)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7
計画基数	2	3	3	1

## 6. 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 5-9 に示します。

本町では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は委託業者が随時行っており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 5-9 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	随時
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃時

## 7. 処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、組合の汚泥再生処理センターで処理しています。

し尿処理施設の概要を表 5-10 に示します。

表 5-10 し尿処理施設の概要

施設名称	西秋川衛生組合汚泥再生処理センター
所在地	東京都あきる野市小川東一丁目 1 番地 1
竣工	平成 31 年 3 月
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式 資源化：助燃剤化(含水率 70%以下)
処理能力	24kL/日(し尿：8kL、浄化槽汚泥：16kL/日) 有機性廃棄物(下水道濃縮汚泥)：0.1kL/日)

## 8. 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は令和2年度において91.6%であり、全国平均の88.3%を上回っていますが、東京都平均の99.6%を下回っています。

そのため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増加することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

また、組合の現施設は、平成31年3月に供用を開始し、今後も適正な維持管理に努める必要があります。



## 第2節 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

#### (1) 生活排水に係る理念、目標

豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

#### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや、地理的条件などから、本町ではこれまでどおり、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

### 2. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和4年度を計画初年度、目標年度を令和14年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

### 3. 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 5-11 及び図 5-3 に示します。

表 5-11 生活排水処理形態別人口の予測結果

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
行政区域内人口(10月1日)		(人) 4,924	4,300	3,352
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人) 4,924	4,300	3,352
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 4,533	4,112	3,292
	コミュニティ・プラント人口	(人) 0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人) 410	320	248
	公共下水道人口	(人) 4,123	3,792	3,044
	農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 97	26	3
	非水洗化人口	(人) 294	162	57
	汲み取り人口	(人) 269	146	49
自家処理	(人) 25	16	8	
生活排水処理率		(%) 92.1%	95.6%	98.2%
水洗化率		(%) 94.0%	96.2%	98.3%

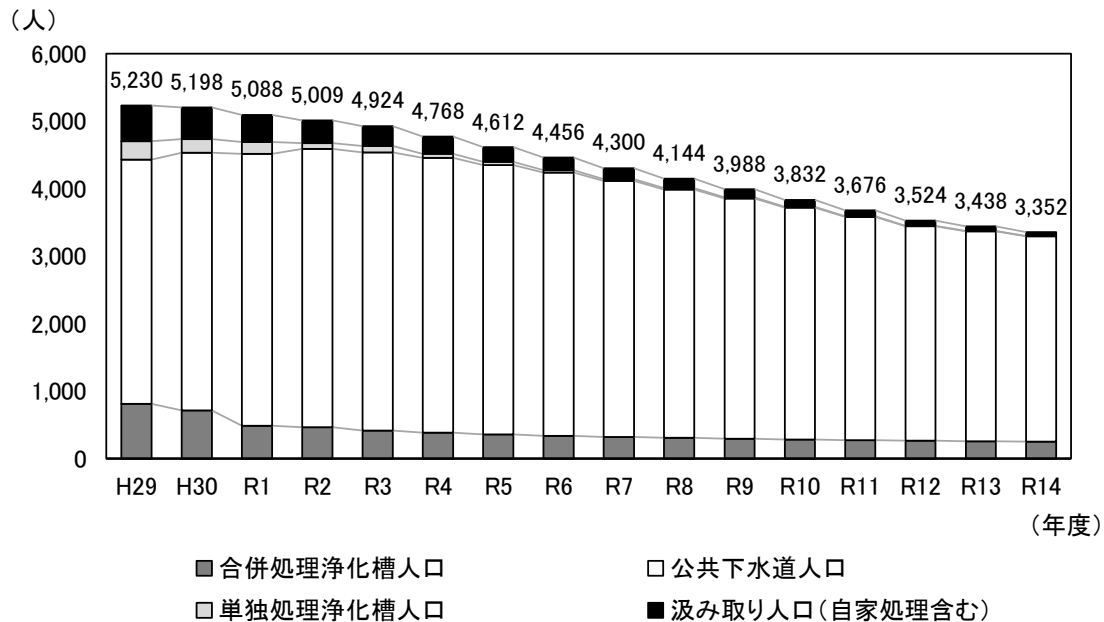


図 5-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

#### 4. 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

収集・運搬量の将来推移を表 5-12 に示します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。詳細は資料編に示します。

表 5-12 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
収集人口	し尿 (人)	269	146	49
	浄化槽汚泥 (人)	507	346	251
	単独処理浄化槽 (人)	97	26	3
	合併処理浄化槽 (人)	410	320	248
	計 (人)	776	492	300
収集量	し尿 (kL/年)	188	176	59
	浄化槽汚泥 (kL/年)	895	389	289
	単独処理浄化槽 (kL/年)	115	19	2
	合併処理浄化槽 (kL/年)	780	370	287
	計 (kL/年)	1,083	565	348
原単位	し尿 (L/人日)	1.91	3.31	3.31
	浄化槽汚泥 (L/人日)	4.84	3.08	3.15
	単独処理浄化槽 (L/人日)	3.26	1.98	1.98
	合併処理浄化槽 (L/人日)	5.21	3.17	3.17

#### 5. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

#### 6. 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場(奥多摩町小河内浄化センター)から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率 70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

## 7. 生活排水処理区域計画

本町では、公共下水道事業、公共浄化槽等整備推進事業を実施しています。

事業にあたっては地域性等を考慮し、効果的に生活排水の処理ができるよう処理方式及び処理区域の検討を行います。

## 8. その他検討すべき事項

### (1) 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、住民への広報・啓発を行っています。本町では引き続き、広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

### (2) 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本町では引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

### (3) 住民に対する広報・啓発

住民に対し、生活排水処理対策の必要性について、本町では引き続き、広報・啓発を行います。

また、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を流さないように啓発し、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、引き続き、広報等によりその必要性を啓発します。

—資料編—



## 1. 用語集

頭文字	用語	用語解説
あ行	新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染防止のため、テレワークやオンライン会議の導入などの働き方の変化に伴って、テイクアウトが増加する一方で、外食が減少するために事業系ごみが減少する。
	一般廃棄物	一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(事業系ごみ)を指す。廃棄物処理法上は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。
	SDGs (エス・ディー・ジーズ)	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。
か行	海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや適正な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込んだプラスチックごみ。
	合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では、単独処理浄化槽の新設は浄化槽法で禁止されている。
	家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から排出されるごみ。
	許可業者	廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬、処理を業として行う者のこと。
	減量化	ごみの排出量を削減することをいう。具体的にはマイバッグによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通じて古着や食器等を他人に使ってもらい、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられる。
	ごみ処理基本計画策定指針	平成28年(2016年)9月に環境省により示された、市町村によるごみ処理基本計画策定のための指針。策定に当たって整理検討すべき事項やその方法が示されている。
さ行	サーマルリサイクル	再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を可能な限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクルのこと。

頭文字	用語	用語解説
	再生利用	ごみを新しい製品の原材料や部品として再び利用すること。
	再利用	一度不要となった製品や容器等を再び利用すること。
	3R	リデュース(Reduce):発生抑制。ごみを減らす。 リユース(Reuse):再利用。再び利用する。 リサイクル(Recycle):再生利用。資源として再び利用する。 この3つの頭文字をとった略称。資源を有効利用し、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会をつくるための基本的な考え方。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法及び施行令で定められた20種類の廃棄物をいう。
	事業系一般廃棄物	「事業系ごみ」参照
	事業系ごみ	企業のオフィスなど事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の不要物。
	資源化	「再生利用」参照
	資源化率	ごみ排出量に対する資源化量の割合。
	資源循環型社会	資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
	循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めている。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、「(1)廃棄物等の「発生抑制(リデュース)」、「(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」、「(3)廃棄物等を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」、「(4)廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回



頭文字	用語	用語解説
		収」、(5)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記している。 平成 12 年(2000 年)6 月制定。
	浄化槽汚泥	浄化槽から引き抜かれる汚泥のこと。
	浄化槽法	浄化槽の設置、保守点検および清掃等を規制し、公共用水域の水質保全の観点から浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。
た行	ダイオキシン類	ごみの焼却など、ものの燃焼により非意図的に生成される有害物質であり、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、これらとよく似た性質であるコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めて、ダイオキシン類という。
	単独処理浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽をいう。現在では、単独処理浄化槽の新設は浄化槽法で禁止されている。
	中間処理	収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミなど利用できるものを選別回収し、有効利用することもある。
は行	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、収集、運搬、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事項などを規定した法律である。
	破碎選別可燃物	粗大ごみ等を破碎し、資源物を選別した後に残る可燃性の処理残渣のこと。可燃ごみとともに焼却処理する。
	破碎不適物	粗大ごみ等を破碎し、資源物を選別した後に残る不燃性の処理残渣のこと。
	発生抑制(リデュース)	意識啓発、ごみ有料化、マイバッグ、再使用、過剰包装抑制などによりごみの発生そのものを抑えること。
	プラスチック資源循環促進法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並び

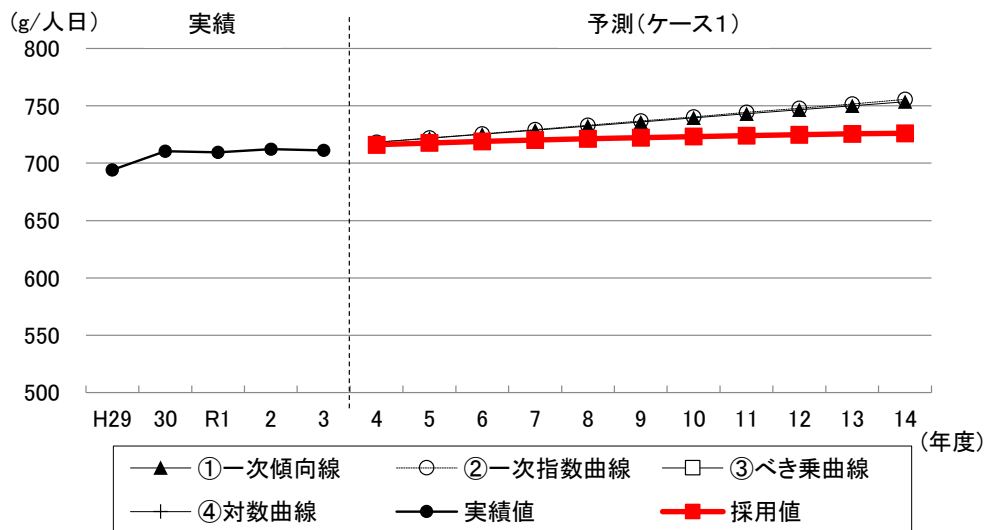
頭文字	用語	用語解説
		<p>に事業者による自主回収および再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p>
ら行	リサイクル	「3R」参照
	リデュース	「3R」参照
	リユース	「3R」参照

## 2. ごみ排出量のトレンド予測

### (1) 可燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

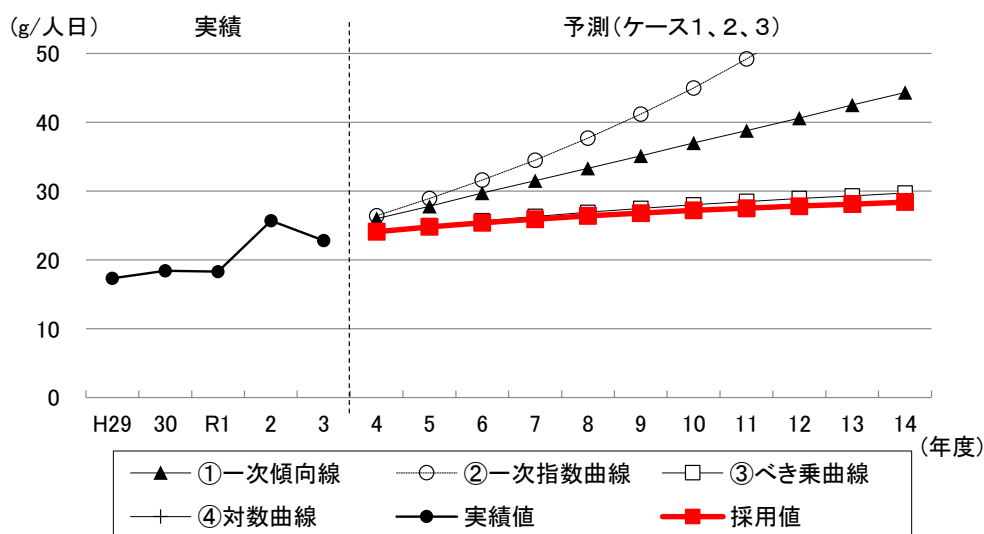
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	694.1					
30	710.5					
R1	709.4					
2	712.1					
3	711.1					
4		718.1	718.2	716.1	716.0	716.0
5		721.7	721.9	717.7	717.6	717.6
6		725.2	725.5	719.1	719.0	719.0
7		728.8	729.2	720.4	720.2	720.2
8		732.4	732.9	721.5	721.3	721.3
9		735.9	736.7	722.5	722.3	722.3
10		739.5	740.4	723.4	723.2	723.2
11		743.0	744.2	724.3	724.0	724.0
12		746.6	747.9	725.0	724.7	724.7
13		750.2	751.7	725.8	725.5	725.5
14		753.7	755.5	726.5	726.1	726.1
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	696.76000	696.74128	697.55821	697.58639	
	定数 b	3.56000	1.00508	0.01464	23.69589	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.56010	0.55763	0.75342	0.75611	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	



(2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

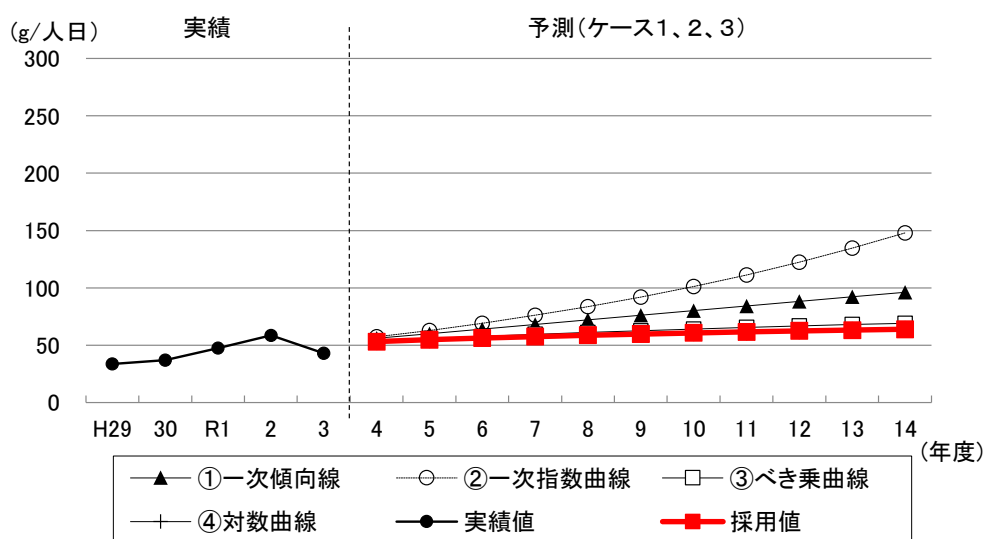
年度	実績値	予測値 (g/人日)				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	17.3					
30	18.4					
R1	18.3					
2	25.7					
3	22.8					
4		26.0	26.4	24.2	24.1	24.1
5		27.8	28.9	25.0	24.8	24.8
6		29.7	31.6	25.7	25.4	25.4
7		31.5	34.5	26.3	25.9	25.9
8		33.3	37.7	26.9	26.4	26.4
9		35.1	41.2	27.5	26.8	26.8
10		37.0	45.0	28.0	27.2	27.2
11		38.8	49.2	28.5	27.5	27.5
12		40.6	53.7	28.9	27.8	27.8
13		42.5	58.7	29.3	28.1	28.1
14		44.3	64.1	29.7	28.4	28.4
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	15.01000	15.52990	16.54931	16.32866	
	定数 b	1.83000	1.09267	0.21128	10.03122	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.64626	0.64191	0.61052	0.59167	
	決定係数順位	1	2	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	



(3) 粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

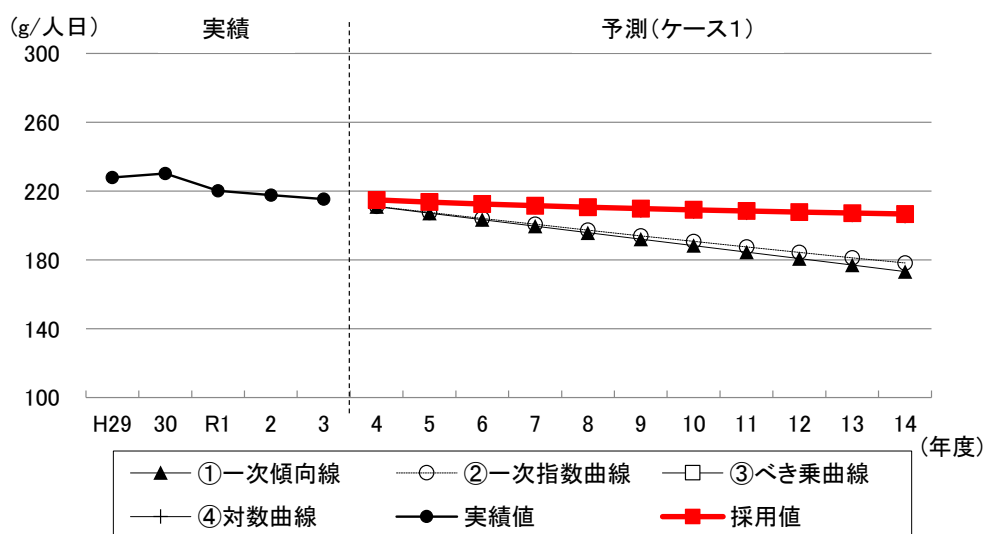
年度	実績値	予測値 (g/人日)				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	33.5					
30	36.9					
R1	47.3					
2	58.5					
3	42.8					
4		55.9	57.1	53.4	53.0	53.0
5		59.9	62.8	55.6	54.7	54.7
6		63.9	69.1	57.6	56.2	56.2
7		67.9	76.0	59.4	57.5	57.5
8		71.9	83.6	61.0	58.6	58.6
9		76.0	91.9	62.6	59.7	59.7
10		80.0	101.1	64.0	60.7	60.7
11		84.0	111.2	65.4	61.5	61.5
12		88.0	122.3	66.7	62.4	62.4
13		92.0	134.5	67.9	63.1	63.1
14		96.1	147.9	69.0	63.8	63.8
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	31.74000	32.30191	33.45870	33.23128	
	定数 b	4.02000	1.09975	0.26115	25.41558	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.42190	0.38303	0.49803	0.51384	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	



(4) 資源

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去 5 年間で減少していることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値 (g/人日)				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	227.9					
30	230.3					
R1	220.2					
2	217.7					
3	215.3					
4		210.9	211.2	214.9	214.9	214.9
5		207.2	207.6	213.6	213.5	213.6
6		203.4	204.1	212.5	212.3	212.5
7		199.6	200.7	211.5	211.3	211.5
8		195.8	197.3	210.6	210.4	210.6
9		192.0	193.9	209.8	209.5	209.8
10		188.3	190.7	209.1	208.8	209.1
11		184.5	187.5	208.4	208.0	208.4
12		180.7	184.3	207.8	207.4	207.8
13		176.9	181.2	207.2	206.8	207.2
14		173.1	178.1	206.7	206.2	206.7
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	233.62000	233.83119	230.84004	230.76103	
	定数 b	-3.78000	0.98314	-0.03982	-20.39513	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.84085	0.83998	0.73978	0.74587	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	



3. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	4,768	4,612	4,456	4,300	4,144	3,988	3,832	3,676	3,524	3,438	3,352	(1)	第2期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,754	1,706	1,647	1,593	1,539	1,486	1,427	1,371	1,315	1,288	1,254	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,246	1,211	1,169	1,130	1,091	1,054	1,012	971	932	913	888	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,246	1,211	1,169	1,130	1,091	1,054	1,012	971	932	913	888	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(8)	(19) × (1) × (2)
委託	t/年	33	35	34	47	41	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(11)	(20) × (1) × (2)
委託	t/年	63	69	87	106	76	91	91	90	89	88	86	84	82	79	78	77	(12)	(11) × R3の割合 98.70%
持込	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	435	437	410	398	387	374	361	346	332	319	306	292	280	267	261	253	(14)	(21) × (1) × (2)
集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)	(22) × (1) × (2)
総排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,754	1,706	1,647	1,593	1,539	1,486	1,427	1,371	1,315	1,288	1,254	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	972.8	996.2	995.1	1,014.1	992.1	1,007.9	1,010.7	1,012.6	1,015.0	1,017.5	1,018.1	1,020.2	1,021.8	1,022.3	1,023.6	1,024.9	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	694.1	710.5	709.4	712.1	711.1	716.0	717.6	719.0	720.2	721.3	722.3	723.2	724.0	724.7	725.5	726.1	(18)	対数曲線
不燃ごみ	g/人日	17.3	18.4	18.3	25.7	22.8	24.1	24.8	25.4	25.9	26.4	26.8	27.2	27.5	27.8	28.1	28.4	(19)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.5	36.9	47.3	58.5	42.8	53.0	54.7	56.2	57.5	58.6	59.7	60.7	61.5	62.4	63.1	63.8	(20)	対数曲線
資源	g/人日	227.9	230.3	220.2	217.7	215.3	214.9	213.6	212.5	211.5	210.6	209.8	209.1	208.4	207.8	207.2	206.7	(21)	べき乗曲線
集団回収	g/人日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(22)	
資源・集団回収を除く	g/人日	744.9	765.8	774.9	796.4	776.7	793.1	797.1	800.6	803.6	806.3	808.8	811.1	813.0	814.9	816.7	818.3	(23)	(18) + (19) + (20)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備含む) t/年	1,574	1,624	1,610	1,616	1,533	1,523	1,381	1,336	1,296	1,254	1,213	1,167	1,123	1,079	1,057	1,031	(24)	(25) ~ (31) の合計	
可燃ごみ t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,246	1,211	1,169	1,130	1,091	1,054	1,012	971	932	913	888	(25)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	33	35	34	47	41	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(26)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(27)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	16	16	16	18	16	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	15	(28)	(41) と同値	
掘り起こしごみ t/年	136	145	137	128	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(29)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	10	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	(30)	R3実績値を維持 15	
災害ごみ t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(31)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	74	75	82	81	75	74	68	65	63	61	59	57	55	53	52	50	(32)	(24) × R3の割合 4.89%
	スラグ t/年	95	143	154	156	123	122	111	107	104	101	97	94	90	87	85	83	(33)	(24) × R3の割合 8.02%
	アルミ類 t/年	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	(34)	(24) × R3の割合 0.20%
	ミックスメタル t/年	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)	(24) × R3の割合 0.00%
	鉄類 t/年	21	20	21	19	16	16	14	14	13	13	13	12	12	11	11	11	(36)	(24) × R3の割合 1.04%
	鉄(不燃・粗大) t/年	11	13	13	17	14	14	13	12	12	11	11	11	10	10	10	9	(37)	(24) × R3の割合 0.91%
	非鉄 t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(38)	(24) × R3の割合 0.07%
	破碎不適物 t/年	14	1	0	8	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	7	(39)	(24) × R3の割合 0.72%
リサイクル施設搬入量 t/年	435	437	410	398	387	374	361	346	332	319	306	292	280	267	261	253	(40)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	16	16	16	18	16	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	15	(41)	(40) - (42) - (43)
	資源物 t/年	409	414	379	361	360	348	336	322	309	297	285	272	260	248	243	235	(42)	(40) × R3の割合 93.02%
	選別有害物 t/年	4	4	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	(43)	(40) × R3の割合 1.03%
資源化量 t/年	556	600	575	569	532	519	492	473	454	438	421	403	386	370	363	351	(44)	(45) + (46) + (47)	
熱回収施設 t/年	143	182	193	204	168	167	152	147	142	138	133	128	123	119	117	113	(45)	(33) ~ (39) の合計	
リサイクル施設 t/年	413	418	382	365	364	352	340	326	312	300	288	275	263	251	246	238	(46)	(42) + (43)	
集団回収 t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(47)	(15) と同値	
資源化率 %	29.9	31.7	31.0	30.7	29.8	29.6	28.8	28.7	28.5	28.5	28.3	28.2	28.2	28.1	28.2	28.0	(48)	(44) / (16)	
埋立量 t/年	74	75	82	81	75	74	68	65	63	61	59	57	55	53	52	50	(49)	(50) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	74	75	82	81	75	74	68	65	63	61	59	57	55	53	52	50	(50)	(32) と同値	
最終処分率 %	4.0	4.0	4.4	4.4	4.2	4.2	4.0	3.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	(51)	(49) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



4. 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	4,768	4,612	4,456	4,300	4,144	3,988	3,832	3,676	3,524	3,438	3,352	(1)	第2期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,746	1,649	1,545	1,449	1,399	1,350	1,295	1,244	1,194	1,167	1,136	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,131	1,024	924	887	852	813	777	742	722	699	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,131	1,024	924	887	852	813	777	742	722	699	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(8)	(22) × (1) × (2)
委託	t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(11)	(23) × (1) × (2)
委託	t/年	63	69	87	106	76	91	91	90	89	88	86	84	82	79	78	77	(12)	(11) × R3の割合 98.70%
持込	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	435	437	410	398	387	375	384	389	394	383	372	359	347	336	331	324	(14)	(24) × (1) × (2)
集団回収	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(15)	(26) × (1) × (2)
総排出量	t/年	1,857	1,890	1,853	1,854	1,783	1,746	1,649	1,545	1,449	1,399	1,350	1,295	1,244	1,194	1,167	1,136	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	972.8	996.2	995.1	1,014.1	992.1	1,003.3	976.9	949.9	923.2	924.9	924.9	925.9	927.2	928.3	927.4	928.5	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	694.1	710.5	709.4	712.1	711.1	711.1	670.2	629.3	588.5	586.1	583.7	581.3	578.9	576.5	574.1	571.7	(18)	R3の(18)-(19)-(20)-(21)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	11.9	23.8	35.6	37.6	39.6	41.6	43.6	45.6	47.6	49.8	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	21.9	43.8	65.7	66.0	66.3	66.6	66.9	67.2	67.5	67.7	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	7.1	14.2	21.3	21.4	21.5	21.6	21.7	21.8	21.9	21.9	(21)	施策の強化による削減量
不燃ごみ	g/人日	17.3	18.4	18.3	25.7	22.8	23.8	24.8	25.4	25.9	26.4	26.8	27.2	27.5	27.8	28.1	28.4	(22)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	33.5	36.9	47.3	58.5	42.8	53.0	54.7	56.2	57.5	58.6	59.7	60.7	61.5	62.4	63.1	63.8	(23)	対数曲線
資源	g/人日	227.9	230.3	220.2	217.7	215.3	215.3	227.2	239.1	250.9	252.9	254.9	256.9	258.9	260.9	262.9	265.1	(24)	R3の(24) + (25)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	0.0	11.9	23.8	35.6	37.6	39.6	41.6	43.6	45.6	47.6	49.8	(25)	(19) と同値
集団回収	g/人日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(26)	
資源・集団回収を除く	g/人日	744.9	765.8	774.9	796.4	776.7	787.9	749.7	710.9	671.9	671.1	670.2	669.2	667.9	666.7	665.3	663.9	(27)	(18) + (22) + (23)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備含む) t/年	1,574	1,624	1,610	1,616	1,533	1,514	1,303	1,194	1,094	1,054	1,015	972	932	893	871	847	(28)	(29) ~ (35) の合計	
可燃ごみ t/年	1,325	1,348	1,321	1,302	1,278	1,238	1,131	1,024	924	887	852	813	777	742	722	699	(29)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	33	35	34	47	41	41	42	41	41	40	39	38	37	36	35	35	(30)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	64	70	88	107	77	92	92	91	90	89	87	85	83	80	79	78	(31)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	16	16	16	18	16	22	23	23	24	23	22	21	20	20	20	20	(32)	(45) と同値	
掘り起こしごみ t/年	136	145	137	128	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(33)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	10	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	(34)	R3実績値を維持 15	
災害ごみ t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	74	75	82	81	75	74	64	58	53	52	50	48	46	44	43	41	(36)	(28) × R3の割合 4.89%
	スラグ t/年	95	143	154	156	123	121	105	96	88	85	81	78	75	72	70	68	(37)	(28) × R3の割合 8.02%
	アルミ類 t/年	1	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(38)	(28) × R3の割合 0.20%
	ミックスメタル t/年	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(39)	(28) × R3の割合 0.00%
	鉄類 t/年	21	20	21	19	16	16	14	12	11	11	11	10	10	9	9	9	(40)	(28) × R3の割合 1.04%
	鉄(不燃・粗大) t/年	11	13	13	17	14	14	12	11	10	10	9	9	8	8	8	8	(41)	(28) × R3の割合 0.91%
	非鉄 t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(42)	(28) × R3の割合 0.07%
	破碎不適物 t/年	14	1	0	8	11	11	9	9	8	8	7	7	7	6	6	6	(43)	(28) × R3の割合 0.72%
リサイクル施設搬入量 t/年	435	437	410	398	387	375	384	389	394	383	372	359	347	336	331	324	(44)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	16	16	16	18	16	22	23	23	24	23	22	21	20	20	20	20	(45)	(44) - (46) - (47)
	資源物 t/年	409	414	379	361	360	349	357	362	366	356	346	334	323	313	308	301	(46)	(44) × R3の割合 93.02%
	選別有害物 t/年	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	(47)	(44) × R3の割合 1.03%
資源化量 t/年	556	600	575	569	532	519	505	497	490	477	461	445	430	414	407	398	(48)	(49) + (50) + (51)	
熱回収施設 t/年	143	182	193	204	168	166	144	131	120	117	111	107	103	98	96	94	(49)	(37) ~ (43) の合計	
リサイクル施設 t/年	413	418	382	365	364	353	361	366	370	360	350	338	327	316	311	304	(50)	(46) + (47)	
集団回収 t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(51)	(15) と同値	
資源化率 %	29.9	31.7	31.0	30.7	29.8	29.7	30.6	32.2	33.8	34.1	34.1	34.4	34.6	34.7	34.9	35.0	(52)	(48) / (16)	
埋立量 t/年	74	75	82	81	75	74	64	58	53	52	50	48	46	44	43	41	(53)	(54) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	74	75	82	81	75	74	64	58	53	52	50	48	46	44	43	41	(54)	(36) と同値	
最終処分率 %	4.0	4.0	4.4	4.4	4.2	4.2	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6	(55)	(53) / (16)	

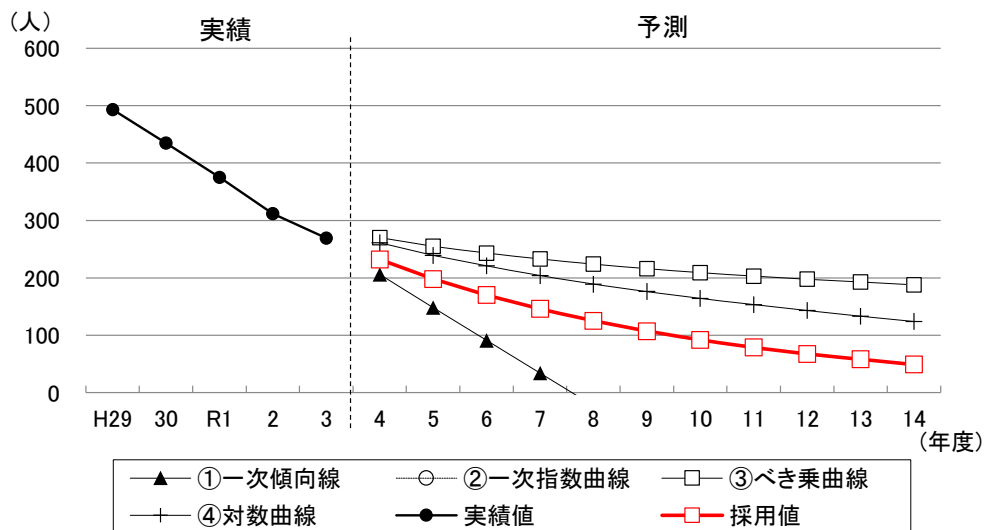
※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

## 5. 処理形態別人口のトレンド予測

### (1) し尿汲み取り人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	493					
30	435					
R1	375					
2	312					
3	269					
4		206	232	270	261	232
5		148	198	255	239	198
6		91	170	243	221	170
7		34	146	233	204	146
8		-23	125	224	189	125
9		-80	107	216	176	107
10		-137	92	209	164	92
11		-194	79	203	153	79
12		-251	67	198	143	67
13		-308	58	193	133	58
14		-366	49	188	124	49
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	548.10000	584.80630	524.12319	510.13685	
	定数 b	-57.10000	0.85693	-0.36932	-320.64748	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.99668	0.99532	0.91704	0.95766	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	

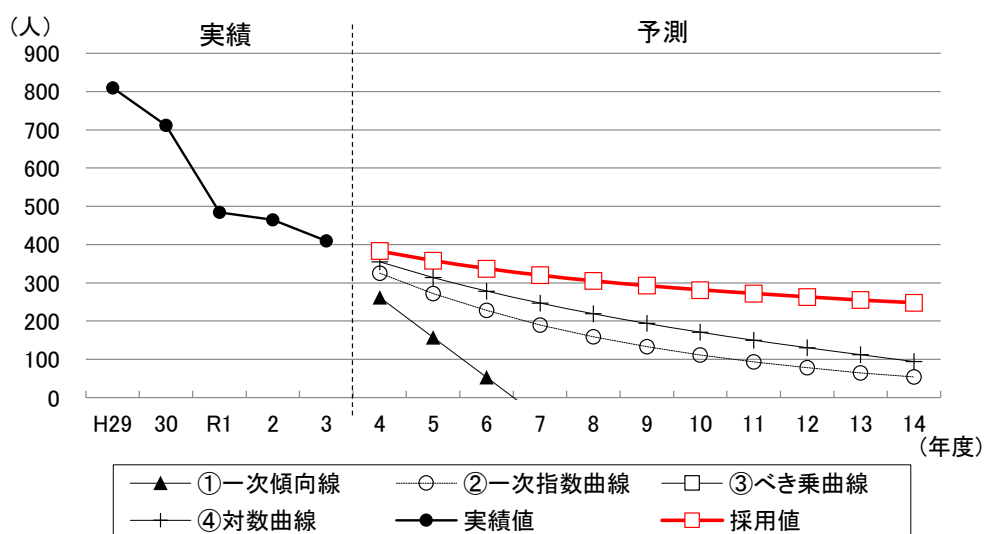


(2) 合併処理浄化槽人口

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は減少傾向で推移しているが、本町では公共浄化槽等整備推進事業を継続していく。よって、本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	810					
30	712					
R1	484					
2	465					
3	410					
4		262	325	383	355	383
5		157	272	358	314	358
6		53	228	337	278	337
7		-52	190	320	247	320
8		-157	159	305	219	305
9		-261	133	293	194	293
10		-366	111	281	171	281
11		-471	93	272	150	272
12		-576	78	263	130	263
13		-680	65	255	112	255
14		-785	54	248	94	248
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	890.30000	950.90744	852.42645	830.35349	
	定数 b	-104.70000	0.83629	-0.44596	-611.18648	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.90154	0.93573	0.91327	0.93608	
	決定係数順位	4	2	3	1	
	数値順位	4	3	1	2	

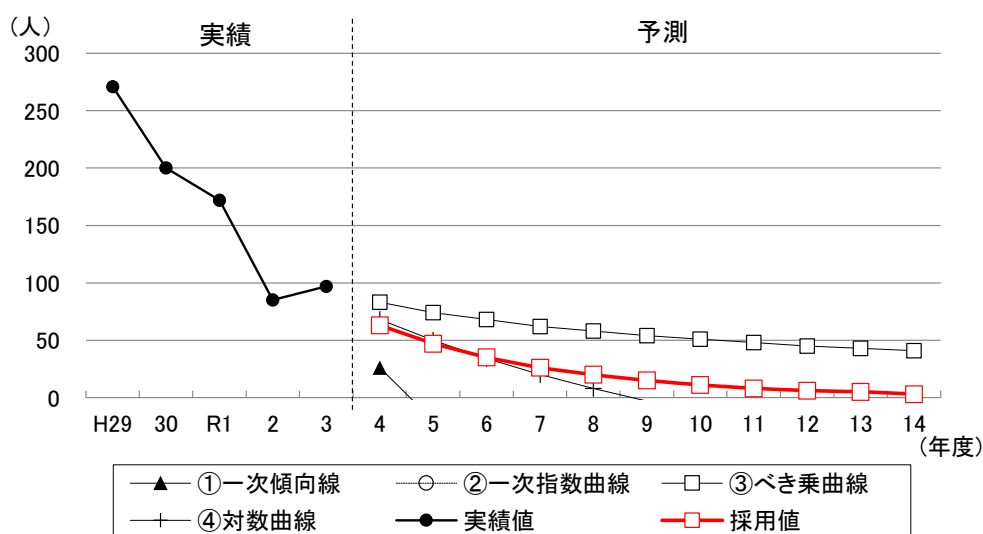


(3) 単独処理浄化槽人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断から単独処理浄化槽人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線及び対数曲線は減少幅が大き過ぎるため、一次指数曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	271					
30	200					
R1	172					
2	85					
3	97					
4		26	63	83	68	63
5		-20	47	74	50	47
6		-67	35	68	34	35
7		-113	26	62	20	26
8		-159	20	58	8	20
9		-205	15	54	-3	15
10		-252	11	51	-13	11
11		-298	8	48	-22	8
12		-344	6	45	-31	6
13		-391	5	43	-39	5
14		-437	3	41	-47	3
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	303.90000	360.03567	297.42200	276.66142	
	定数 b	-46.30000	0.74748	-0.71237	-268.52258	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.91089	0.94150	0.88690	0.93355	
	決定係数順位	3	1	4	2	
	数値順位	4	2	1	3	

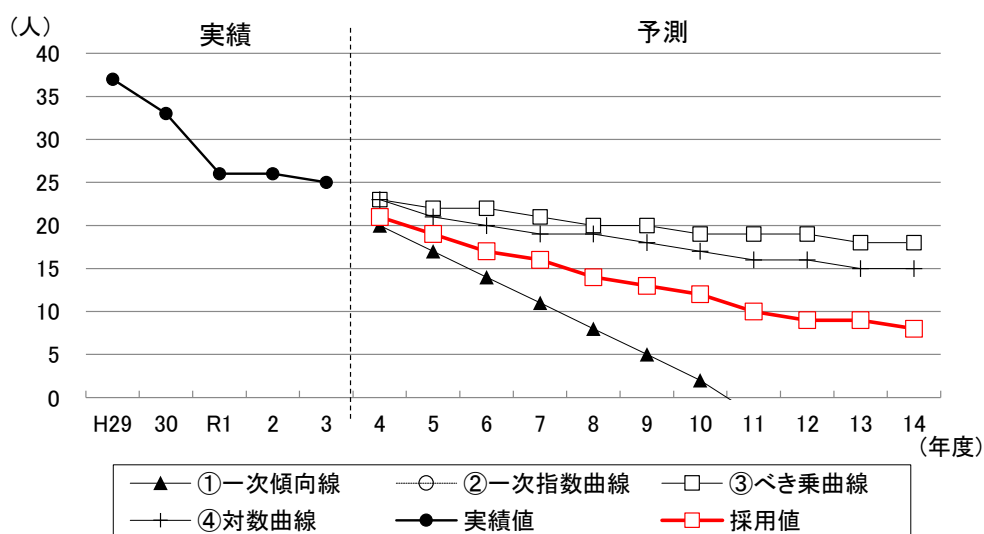


(4) 自家処理人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断から自家処理人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	37					
30	33					
R1	26					
2	26					
3	25					
4		20	21	23	23	21
5		17	19	22	21	19
6		14	17	22	20	17
7		11	16	21	19	16
8		8	14	20	19	14
9		5	13	20	18	13
10		2	12	19	17	12
11		-2	10	19	16	10
12		-5	9	19	16	9
13		-8	9	18	15	9
14		-11	8	18	15	8
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	38.70000	39.45842	37.38379	37.12576	
	定数 b	-3.10000	0.90280	-0.26396	-18.57884	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.84894	0.88219	0.93078	0.92910	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	4	3	1	2	



## 6. 処理形態別人口の予測結果

公共下水道の水洗化人口を調整人口とし、計画処理区域内人口－（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口、自家処理）＝公共下水道の水洗化人口とします。

また、1人1日当たりし尿量、単独処理浄化槽汚泥量、合併処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

区 分	実績					予測												
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
行政区域内人口(10月1日)	(人)	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	4,768	4,612	4,456	4,300	4,144	3,988	3,832	3,676	3,524	3,438	3,352	
計画処理区域内人口	(人)	5,230	5,198	5,088	5,009	4,924	4,768	4,612	4,456	4,300	4,144	3,988	3,832	3,676	3,524	3,438	3,352	
生活排水処理形態別人口	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	4,429	4,530	4,515	4,586	4,533	4,452	4,348	4,234	4,112	3,985	3,853	3,717	3,579	3,442	3,366	3,292
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	810	712	484	465	410	383	358	337	320	305	293	281	272	263	255	248
	公共下水道人口	(人)	3,619	3,818	4,031	4,121	4,123	4,069	3,990	3,897	3,792	3,680	3,560	3,436	3,307	3,179	3,111	3,044
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	271	200	172	85	97	63	47	35	26	20	15	11	8	6	5	3
	非水洗化人口	(人)	530	468	401	338	294	253	217	187	162	139	120	104	89	76	67	57
	汲み取り人口	(人)	493	435	375	312	269	232	198	170	146	125	107	92	79	67	58	49
自家処理	(人)	37	33	26	26	25	21	19	17	16	14	13	12	10	9	9	8	
生活排水処理率	(%)	84.7%	87.1%	88.7%	91.6%	92.1%	93.4%	94.3%	95.0%	95.6%	96.2%	96.6%	97.0%	97.4%	97.7%	97.9%	98.2%	
水洗化率	(%)	89.9%	91.0%	92.1%	93.3%	94.0%	94.7%	95.3%	95.8%	96.2%	96.6%	97.0%	97.3%	97.6%	97.8%	98.1%	98.3%	
収集人口	し尿	(人)	493	435	375	312	269	232	198	170	146	125	107	92	79	67	58	49
	浄化槽汚泥	(人)	1,081	912	656	550	507	446	405	372	346	325	308	292	280	269	260	251
	単独処理浄化槽	(人)	271	200	172	85	97	63	47	35	26	20	15	11	8	6	5	3
	合併処理浄化槽	(人)	810	712	484	465	410	383	358	337	320	305	293	281	272	263	255	248
	計	(人)	1,574	1,347	1,031	862	776	678	603	542	492	450	415	384	359	336	318	300
収集量	し尿	(kL/年)	830	700	433	282	188	280	240	205	176	151	130	111	95	81	70	59
	浄化槽汚泥	(kL/年)	706	642	644	675	895	489	449	415	389	367	351	333	321	308	300	289
	単独処理浄化槽	(kL/年)	122	96	117	69	115	46	34	25	19	14	11	8	6	4	4	2
	合併処理浄化槽	(kL/年)	584	546	527	606	780	443	415	390	370	353	340	325	315	304	296	287
	計	(kL/年)	1,536	1,342	1,077	957	1,083	769	689	620	565	518	481	444	416	389	370	348
原単位	し尿	(L/人日)	4.61	4.41	3.15	2.48	1.91	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31	3.31
	浄化槽汚泥	(L/人日)	1.79	1.93	2.68	3.36	4.84	3.00	3.03	3.06	3.08	3.09	3.11	3.12	3.14	3.14	3.15	3.15
	単独処理浄化槽	(L/人日)	1.23	1.31	1.86	2.23	3.26	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98
	合併処理浄化槽	(L/人日)	1.98	2.10	2.97	3.57	5.21	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17	3.17

